

## 厚岸町議会 平成28年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成28年3月16日

午前10時01分開会

- 委員長（大野委員） おはようございます。

昨日に引き続き、平成28年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、議案第1号、300ページの9款1項1目教育委員会費から進めてまいります。

1目教育委員会費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2目事務局費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 3目教育振興費。

3番、堀委員。

- 堀委員 ここが、適当な目なのかどうかちょっとあれなのですが、昨年末くらいから報道などで、教科書の選定に係る教員への事前の閲覧などや、また金品の授受等の問題というものが全国的な報道などがされましたけれども、北海道においてもその該当者というものが何人かいて、道教委が3月5日くらいまでを目処に報告をするような調査がされたということ、報道では出ていたのですが、厚岸町においてその該当となる方というのはいるのかどうか、これについて教えていただきたいと思っております。

- 委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） ただいまおっしゃられた問題で、今回名簿に挙がっている先生は、厚岸町にはいらっしゃいません。

- 委員長（大野委員） 3番、堀委員。

- 堀委員 厚岸町にはいない。

ただ、教科書選定は管内の校長などが集まって決められますよね。そういった方々というものには、該当というものはなかったのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私どもの学区は、13区。釧路市釧路町を除いた6町村で構成をしております。

一部、その中に今回の部分の名簿に載っている方はいらっしゃいましたが、それは、教育局立ち会いのもと、事情をそれぞれの教育委員会で伺っていると聞いております。

●委員長（大野委員） 3番、堀委員。

●堀委員 一部の方がいたといったときに、その教科書選定において影響というものはあったのでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） その年度の話ではないと思っているのですよね。

教科書をつくる段階で、教科書会社が閲覧をして、それに対するご意見を伺いたい内容ですので、僕ら自身、教科書選定を行いました。全くその影響はなかったと考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 9款1項3目教育振興費でございますね。ここで2点、お尋ねをさせていただきます。

まず1点目でございます。最近の中学校の校長先生、本町ではないのですが、最近のニュースで騒いでいるのですが、子供は2人生むことが云々という発言がございまして、非常にテレビ等で物議を醸しておりますが、このニュース、教育長は既にご存知だと思います。

教育長として、この発言をどのように取られておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまのご質問ですが、大阪の校長先生のお話かというふうに分じます。

少子高齢化の中で、子育てをすること自体、非常に大切なことだろうと考えます。

ただ、最終的に子供を生む、生まないというのは個人の判断によるものだと考えますし、もう一つは、その個人に言ったからできない、その社会的な事情というのは、例えば、先進国の中で最終的な教育費が非常に日本の場合は高いと言われております。

ですから、1人生むことによって何千万というお金が累積してかかってくるという中で、子供が少ないという事情も当然あるわけですから、この発言については、私は問題であろうと考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 私も、校長先生としていかがかなという思いはあります。個人的な見解はいろいろとあると思うのですけれども。

最近のマスコミ等が騒ぐ事案で、今回の事件にかかわらず、いろいろと本町の校長先生や学校の先生はそんなことはないとも私も確信をしておりますが、教育委員会、教育長として、やはりこういう事案があるわけですから、全国的に。そしてマスコミを騒がず、そうあっては私はないと思うのですよ。

こういうことに対して、教育委員会としてどのような対応をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず、1校を預かる校長として、その運営については、僕は校長というのはかなり大きな権限を持たされていると考えております。

ただ、このご存知のように、例えば校長先生が毎週1回、あるいは隔週、そういうふうな朝礼の中で、児童生徒にお話をする。その中で、いろいろな自分の考え方、価値観というものをお話されるでしょうけれども、その中でもやはり社会的にいろいろな問題がある点を、個人のものとして大きく発言されるということについては問題があるだろうと考えておりますし、教育委員会と校長会の中でも、いろいろな中で行き過ぎた個人的な発言ということについては控えていただくようにという話は、時として出てまいります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 2点目にまいります。

305ページでございます。中ほどに町立教育研究所、323万1,000円の計上がございます。ここでお尋ねをさせていただきます。

たしか、小学校の3、4年生の社会科、副読本を作成される事業と理解をしております。

そこで、お尋ねをさせていただくのですが、町立教育研究所というものをつくって、その作成に当たっているとしか私は認識をしていないのですが、まずこの実施の事業の内容、それから副読本の作成の目的、そして子供たちにどう活用されているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 社会科副読本に対するご質問でございますけれども、この副読本につきましては、小学校の3年生、4年生の社会科で使うものとなっております。

これにつきましては、3年に1回改訂をしてございます。今回予算に挙げたものにつきましては、平成29年度から30年、31年と3カ年使う形になります。

今回の改訂につきましては、全面改訂ではなくて、前につくった部分を今の時代に合わなくなったもの、例えば、施設であれば今現在ないものですか、町の中の様子が変わったものが、そういう部分に変更になって、例えば数字であればグラフの変更ですか、その部分の改訂になります。

中身につきましては、町の様子ですか働く人、あるいは産業、厚岸の移り変わり、あとは生活の様子、ごみの処理ですか交通、そのようなことをこの本の中に書いております。

それで、この本を作成するに当たりましては、厚岸町立研究所の中に組織として研究部、複式部、行事部と3部がありまして、そのほかには特別部会というのがあります。その中に社会科副読本の編集委員会を設置しまして、今年度その部会において、委員会において作成作業に当たるという形になっております。

作成に当たりましては、年間に多ければ四、五回、もっと多いときもありますけれどもその程度集まって、各委員が意見を出し合って改訂を進めていくというような内容になっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 大変詳しい説明をありがとうございました。

そこでお尋ねするのですが、この予算計上に先生たちの報酬計上がないと理解をさせていただいたのですが、報酬はどうなっていますか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 同じページ305ページの中に、補助金の中に、町立研究所155万円という数字が載っております。

これが、町研全体に補助する内容になっておりまして、これを各部会のほうに割り振って、その中から交通費の実費を支給するという形になってございます。

報酬はございません。報酬はなくて、交通費実費という形になります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 これは、全体の155万円ですよ。研究所の、今言う部会の皆さんが、何人かは分からないのですけれども、その報酬というものはないと認識をさせていただいたのです。

無報酬でやっておられる、当然どういう時間帯でやっているのか僕は分からないのですけれども、子供たちに厚岸の実態を知っていただくための本をつくるということは、私は大変大事なことだと思うのですよ。

けれども、年に今聞きましたら四、五回というのですけれども、作成に至る会議にま

でに、それぞれ準備期間というのは僕はあると思うのですよ、調査資料を集めるとか。ただ会議に行って、出てくれば終わりではないと思うのです。作成に、実態関係も調査の上、ここに集まる。年に四、五回かもしれないけれども、相当の重務量というものがあると。

その辺は、実際の先生たちの勤務体制にどのような影響があるのか、ないのか。この辺も含めて、私は時間外にやっていたら当然、時間外は支給されるのだらうと思うのですけれども、その辺の実態というのはどうなのでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） この町立研究所という組織なのですけれども、これは厚岸町全体の教職員がこの町立教育研究所のほうに入って、先ほど言った各部会にまたがってそれぞれ役割を担っていただいております。

通常は、勤務時間内に会議などの場合は集まっていただいて、その中で話を進めていただく。あるいは研修、あるいは行事、その中にはいろいろな、例えば小学校でいけば小学校の記録会、体力テストの記録会のみみたいなものもございますし、あるいは福祉研究部会、福祉機構が集まっての行事などもございまして、基本的にはその勤務時間内でやっていただくという形になります。

たまに、副読本につきましては、場合によっては勤務時間を若干、3時くらいから集まっても5時、6時になるという場合もございますけれども、基本的には勤務時間の中でやっていただくという形になっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 実態はよくわかりました。

そうすると、ある程度勤務時間の中でやっていられる。しっかり、こういう事業を取り組んでやっていただきたいと思いますし、実態がよく分からなかったので、改めて先生たちのご労苦に対しまして敬意を表しますし、これからも子供たちのためにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 共同学習に欠かせない副読本です。3年に1度、お金をかけても、常に最新の情報をとということで、もちろん社会の先生方中心になって、教材研究の一環でもあると考えております。

大事な役割ですので、しっかりやっていただくようお願いをしたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

4番、石澤委員。

- 石澤委員 307ページの外国青年招致、これはずっともう長い間続けていると思いますが、その成果はどうなっているかというのと、これから、20年度から小学校の英語授業も始まるようになりますね。

その時に、この青年というか外国語助手というのですか。この人たちの処遇、使い方というか、どういう役割をしてもらうということになるのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 現在、2名の外国青年を招致してございます。1名は中学校、もう1名は小学校というふうに、分担を決めております。基本的には、その中学校、小学校というふうに分担を決めて、中学校の担当のALT、外国青年指導助手については、授業を中心に入ると。小学校のほうも授業には入るのですが、語学の勉強というよりは異文化に触れるというような内容で、現在学校に入っております。

そして、最初この外国青年指導助手が入った当時は、学校のほうではちょっと余り活用できていなかったと、実際。初めのころはそういう事例もございましたけれども、現在は、ほとんど毎日行っておりまして、学校のほうでも有効に活用していると。

小学校の指導助手につきましては、あとから配置になっておりますけれども、これにつきましても小学校のほうでも、学校のほうから要請が多くて、非常に有効に活用されていると考えております。

- 委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

- 石澤委員 今度20年度からなりますよね。そのときは小学校というか、英語の先生の配置もあるということになるのですか。

- 委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 今、中教審で答申が出てきているのですが、結局今の小学校のカリキュラムの中で、英語としての時間をきっちり取ることが難しい状況もあって、その中では新聞報道によりますと、例えば朝の15分間をその教科に充てることもあり得るみたいな言い方なのですよね。

ただ、実際には今その時間を、朝読書なり、違う教科の時間外で使っている時間帯ですから、それを教科に充てるという言い方をすると、教員がその時間帯について、年間にどういうふうな指導をするかというのがきっちり決めなければならないことになるとすよね。

ですから、そういう意味ではあの言い方だけで今、英語を教科として導入していくのはちょっとまだ難しいのではないかなと。まだ紆余曲折あるのかなと思います。

ただ、おっしゃられたように、英語の教員を小学校に配置するという考えはありません。

ですから、今の教員の中で、まず英語力をつけていただくということと、今のALT

のような形で、そういうものを助手として、教科として何とかつくっていかうというのが文科省の考え方かなと思います。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 子供たちが英語に触れるということは、それほど悪いことではないと思うのです。確か、うちの娘が中学1年生くらいのときだったような気がするのですが、今37歳になりますから、中学生のころに、英語の先生が初めて来たのではないかなという記憶があるのですが、そのときから比べても、どうだったのという話を聞くと、確かにいろいろなことを知ることができるし、よかったという話をしていたのです。

ただ、現場の大変さというのはあると思うのですよね。教科書の。そのときに、やはり現場の先生方、実際に子供たちを教える教師、校長先生、教頭先生もいらっしゃいますけれども、本当に現場の教師の方たちと、じっくりどうするかということ話し合うことを今からやっていかななくてはならないと思うのですよ。

それで、こういうことをしたほうがいいのか、いやこれはできないなどという意見を聞く場というか、きちんと。それに、親とのこともあるでしょうし、そういうのも含めて話し合うことをしてほしいと思うのですけれども、どうですか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、中教審で出てきている部分で言うと、例えば道德の教科か、英語の教科か、いずれにしても現場の中で、どんなふうにして実際にやっていくかというのは一生懸命今から研究しております。

特に、こういう問題については、町立研究所の教科部会等でも一番大事な問題だろうと。この次の教育課程の中での動きですので、十分に研究してやっていきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

306ページ、4目教員住宅費。

4番、石澤委員。

●石澤委員 今、既存の教員住宅なのですが、トイレやお風呂などの改修というのは全てきちんとでき上がっているのでしょうか。元々、古いところですから、トイレなどもぼっとんトイレなどもあるようなのですけれども、それはちゃんとできていますか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 教員住宅のトイレの関係について、お答えしたいと思います。

現在、町内の教員住宅につきましては、ほとんど市街地であれば、下水道が配置されているところであれば、今入居している部分については下水道がついております。

ただ、僻地の住宅につきましては、下水道が行っていない部分につきましては、簡易水洗という形になっておりまして、1戸だけまだ簡易水洗ができていないという部分はありますけれども、それにつきましても28年度については整備をしたいと考えております。

- 委員長（大野委員） いいですか。  
ほか、ございますか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 進みます。  
5目就学奨励費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 6目スクールバス管理費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2項小学校費、1目学校運営費。  
4番、石澤委員。

- 石澤委員 これはずっと前から、太田小学校なのですからけれども網戸の件です。

スズメバチなどの話などもふえているという話もありましたよね。それで、網戸なのですからけれども、各教室1カ所だけしか付いていないというふうに聞いたのですが、どうしてですか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 太田小学校の網戸につきましては、昨年整備させていただいて、それまで網戸が破れたり、網が外れたりという部分で整備がされておりましたので、今ある場所をまず整備させていただいたと。

各教室、たくさん全部の窓につければいいのしょうけれども、現在のところ、その壊れた部分を補修したというような状況になっております。



●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 元々、太田小学校は付いていなかったのですよね、網戸。

それで、やはり暑いですから、全部の窓をあけないと、子供たち、風を通さないとエアコンがついているわけではないし、風を通すという作業がないと、やはり授業にならないと思うのです。

ですから、全部は大変だと言いますけれども、やはり教育環境をきちんと整えるということから言えば、網戸をきちんと付けるということは大事なことだと思うのですよ。

そんな、それほどお金もかからないのではないかなと思うのですが、高知は付いていますよね、網戸。

ですから、やはり山の中というのは結構暑いので、風の通りも悪いし、やはり網戸というのは大事なこと。エアコンでつけてくださるといふのなら各教室に、それなら何も言わないのですけれども、そうはいかないと思うので、ぜひ網戸はやはり、だんだん気温も変わってきていますので、付けていただきたいなと思っておりますがどうですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 太田中学校なのですけれども、太田中学校も各教室に1枚と、あと場所によっては違うところにも風の通りをよくするために付けるという部分がございます。

その辺、もう一回学校のほうと確認をして、一度に全部は無理だと思っておりますので、なるべく風の通りがよくなるような形で考えていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 中学校もそうですよね。太田小学校は真ん中にドームみたいなものがありますよね。風が抜けないのですよ。ですから、どうしても網戸は必要なのです。子供たちは暑いから、いいだけあけますから、蜂でもチョウチョでも入ってくると、やはり精神的なものもあれば、それで騒いで落ち着かないということも実際あるのですよ。

ですから、ぜひお願いいたします。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 繰り返しになりますけれども、いま一度学校のほうに状態を確認をして、改善できるように努力したいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今のことにちょっと尻馬に乗ったような言い方で悪いのですけれども、それぞれの学校、それぞれの特徴がありますね。校舎にももちろんあります。立地条件もあります。

それで、今は通風の問題でしたね。学校薬剤師のほうからの意見、評価、それはどうなっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 太田小学校の通風の問題については、特に指摘はなかったと記憶してございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今のお話を聞いていると、地元ではその網戸が1カ所しかなくて、通風がうまくいっていないと。特に夏季においては、早く言うと蒸れてしまうという実情を述べていらっしやいましたよね。

それに対して、教育委員会としては学校に聞いてみると、こういうふうに言っているのですけれども、そういうものも含めて調査をするのが学校薬剤師の仕事ではないかと。そしてきちんとした報告書が出ていなければならないですよ。

一時期、学校薬剤師というのは有名無実で、全くどうにもならない状態だったので、その指摘を受けて随分きちんとした、いわば全道でも全国でもちょっと大げさかもしれないけれども、範となすようなことをしていたのですけれども、今話を聞いていると、学校薬剤師の存在が何も出てこないのですよ。どうなっているのですか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） おっしゃるように、今学校薬剤師、いろいろと飲料水道から照明ですとか、保健室等の薬品や理科室の薬品はもちろんですけれども、その学校の環境につきましても見ていただいているということでございますけれども、その全体の風の通りだとか、そういう部分のお話は耳に入っておりませんでしたので、その辺も今年度続いておりますので、もうちょっと総合的に学校環境の部分で学校から薬剤師の巡回指導のときにお話をきいて、その部分を取り入れて対応したいと考えてございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 きちんとやってください。

学校薬剤師という名前から、何か薬に関することだけのようだが、学校医と並ぶ存在ですよ。学校医は子供の健康という問題です。それに対して、学校薬剤師というのは、その健康を保つための環境全てに及びます。

ですから、部屋の明るさもそうだし、それから空気、それから水、そういうものも全部入ります。

しかも、その何て言ったかな、ちょっと今、名前はもう忘れてしまいましたが、学校のそういう健康に関する年間の計画、そういうものも学校薬剤師と相談して、それぞれ

の学校がつくるわけでしょう。それで、ここのところはまずいから変えなくてはならないというようなことも、学校で全部計画に入れるわけでしょう。それは、予算の関係で全部できないことだって当然あるけれども。

そして、それは学校薬剤師と相談してつくって、最終的に学校薬剤師がオーケーというのを出さなくてはなりませんね。

そういうものに、地元の学校でスズメバチだとかいろいろな問題もあるし、あるいは夏は非常にこの頃暑くなっていますよね。そういうことで、窓をあけて通風したいというようなことは入っていなかったのですか。

それからまた、学校薬剤師はそういうことを含めて、現場回りをしているわけですよ。そのときには、そういうものを詳細に聞きとらなくては、計画をつくれないうすよね、学校としても。

また、学校薬剤師もそれに判を押せないですよ。

そういうことが、今、その部分はありませんでした。いや、水だけは考えていましたけれども、というような形骸化をしているのですか。

その点をきちんと教えてください。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 当然、水道とかそういう部分だけではなくて、先ほども申しましたけれども灯りの問題、採光の問題、あるいは例えば施設が手すりがあったとか、全般的に見ていただいております。

もちろん、建物の中だけではなくて、表のほうも見て回って、薬剤師が気がついた部分を報告いただくという形になっておりますが、学校を巡回指導する前に教育委員会のほうとも薬剤師と打ち合わせをさせていただいております。その中で、全般的に見ていただくのですけれども、その部分でこういう部分も注意して見ていただきたいということを、打ち合わせの段階で再度確認をして、お願いをしたいと考えております。

保健計画の中では、通風、学校全体の環境の問題はありますけれども、特に風通しとかそういう部分については、今まで記録がなかったということで、報告がなかったということでもありますので、今年度につきましてはその辺も注意をしながら改善をしていきたいと考えます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひします。

お願いになるのですが、まずはその学校の管理者の問題ですよ。そのところから、その学校薬剤師との打ち合わせだとかいろいろなことがあって計画ができていくわけです。

その項目が落ちていたとなれば、学校薬剤師が年に1回か2回行くのだと思うのだけれど、そのときに全部見て歩いたときに、四季を通しての全部の状況が把握しろというほうがこれは無理ですよ。

今の話を聞いていると、学校側で何も指摘していなかったということでしょう。これは、やはりきちんとした児童生徒を預かる管理者が、そういう問題をきちんと意識して、学校薬剤師の知恵を引き出すようなそういう体制をつくってください。

お願いいたします。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今の通風の問題について、決して学校側に問題意識がなかったわけではないと思っています。

ただ、僕らも最初網戸がないという中で、要望があって、各教室一つずつ付けさせていただきました。

ただ、その中でも学校側としてみれば、もっと全部をあけたいのだというふうな要望というのはある中で、我々も予算の範囲内でできるだけ改善していきたいという意思を学校側にも伝えておりますので、その中で今が全く風通しがいい中で授業をしているという環境では、私はないと思いますし、それをいい方向に持って行ってほしいという学校側の意見も十分出ておりますので、予算勘案しながら対処してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、1目ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

2目学校管理費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、済みません。これは、小学校、中学校共通の項目なものですから、一緒になってしまいますけれども、ちょっと許しをいただいて。

学校管理費の中で、教育用携帯型情報端末整備事業というのが新規事業で載っています。これは、中学校のほうの学校運営費でも同じものが載っていますね。

これについて、簡単で結構ですから、どんなものなのか教えてください。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 教育用携帯型情報端末整備事業でございます。

これにつきましては、いわゆるタブレット端末というものがあまして、これにつきましては第2期の教育振興基本計画の閣議決定後、この中で良質で質の高い学びを実現する教育環境整備が基本施策として示されまして、ICTを活用した教育の推進が求められて現在おります。

ということで、本町におきましても、現在児童生徒のパソコン等の整備などは進められておりますけれども、まだその部分については十分ではないということでございます。

電子黒板ですとか、あるいはデジタル教科書、これについてもまだ財政面からその導入は進んでおりません。

その中でも、タブレット端末ですけれども、教育効果が高いと言われておりまして、このタブレット端末も機能性が今、飛躍的によくなっておりまして、全国的にも教育現場の導入が進んでおります。

また、その効果も報告されております。

それで、厚岸町でもまず学校要望が強い太田小学校、太田中学校において、このタブレット端末を導入して、まず先行して研究を進めていきたいと。それで、タブレットがいかに関教育効果があるかというような検証をしまして、そのあと十分、教育効果が高いということで確認ができれば、そのあとまず小規模校のほうから再度入れて進めて、効果が高いというような検証ができれば進めていきたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 まず、太田小学校と中学校では太田中学校に導入すると。

まず、これは物理的なところからお聞きしますが、1クラスの皆が一つずつ持つような形で導入するのですか。何台を入れて、どのような使い方をするのか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） まず、教師用が1台。これは必要でございます。

あと、児童生徒用として、基本的には1人に1台が必要なのでしょうけれども、台数、予算もございまして、台数は何台ちょっと入れられるか、まだ予算、見積もり、予算執行の段階で金額はまだ出ていまして、できれば1人1台ずつあたるような形、極力そういう形で進めていくのが効果的かなと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 予算の関係があるから、例えば、2人で1台を使うというようなことになるかもしれないし、1人1台ずつ与えられて、その授業の中でやると。だから、1クラス10人いれば、できれば教師用1台と1人ずつで10台で授業を受けるというようなことがしたいと、そういうことですね。そうなるかがわからないと。

それで、非常に新しいものなので、私のような年代になりますと、使い方の想像がなかなかできないのですよね。

それで、どんな授業に、どんな使い方をしていこうと。そして、どんな風にすると非常に効果があるのではないかというようなものですね。これも、やってみなければ分からない部分もたくさんあると思うのですけれども、今、考えられているのはどういうことなのでしょう。

●委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） タブレットを活用した授業の内容でございますけれども、例えば中学では、生徒のノートを撮影したものをタブレットに映し出して、皆で考え方を交換し合う。あるいは理科では、例えばタブレットを昼間の授業で夜の星空を出して、例えば方向にタブレットを向けると、星の位置関係が分かるというような授業もできるそうです。これでも、理科の授業では使えると。

あと体育では、例えば跳び箱ですとかマット運動ですとか、そういうものを体育館に持ち込んで撮影をして再生する、そのことによって、あなたはここが悪いですよというのが実際に再生して見られるというような部分で効果が高いと言われております。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 中学校にも絡むのだけれども、今、先ほど英語の授業というのがこれからドンドン小学校にも入ってくると言っていますね。そうすると、ネイティブというのですか、母国語で使っているような人たちと、今そういうものを使うのが得意な人は通信アプリで地球の裏側の人とリアルタイムで話などをしていますよね。

あのようなことも、やはり考えられるのでしょうかね。

- 委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 一番有名なのはスカイプというアプリだと思うのですが、それ以外にもたくさん出ております。

実際、クラレンスの今回の部分でも、一部そういうような交流をしたいという話がきて、実際にはまだタブレットを導入していないものですから、個人のものですけれども持ってきて、あちらと交流をしたということも既に行っていますので、実際にこれを導入した以降には、ちゃんと授業として成り立つのではないかなと思っています。

- 委員長（大野委員） ほか、2目ございますか。

12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 321ページの学校備品教材等整備について、お伺いをいたします。

28年度の教育行政執行方針の中で、学校図書活動の活性化ということが入っております。

それで、学校図書の、これは国から交付税という形で出されてくるとも思うのですが、当町でどのくらいの交付税措置がされていて、その何%くらいがこの学校図書というものに使われているのかというのを教えてください。

- 委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 交付税の27年度ベースで申しますと、小学校が交付税措置が79万3,000円で、28年度の当初と比較しますと34万5,000円が少なくなっております。

中学校につきましては、同じく27年度ベースで、67万6,000円で、16万6,000円が交付税よりは少なく予算措置となっております。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 交付税措置の比較を聞いているのではなくて、交付税措置でそれだけの費用がきますね。その中の何%くらいが、実際に一般財源措置で来ると思うのです。ほかのところにも充てられるというような形での交付となると思うのですけれども、実際にこの金額の中で、学校図書という部分に使われているのは何%くらいになっているのか、教えていただけますか。

- 委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時55分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。

管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 時間をとらせて申しわけございません。

お答えいたします。

交付税に対しまして、予算措置の割合でございますけれども、小中あわせて65.2%となっております。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 ありがとうございます。

半分以上は使われて、実際に使われている量というのは多いのかなとは思いますが、これは満額で使われていないという形になってはいますけれども、これは満額で使われていないということは充実しているという考えからでしょうか。それとも、満額使う必要がなく、きちんと整備をされているということでの考え方なのでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校図書についてですが、よく蔵書数で比較をするのですけれども、私自身は一概に蔵書数があるから満たされているかということ、ちょっと難しい部分はある。逆に言うと、きっちり整備をされていないと、読まれていない本までそのまま置いてあって蔵書数になっている場合というのも多々あるだろうと思うのです。

ですから、一概には言えないのですけれども、この金額の中で学校側が要求してくる本については、僕はある程度は充足できるのかなと思っておりますし、逆に言うと、今でも情報館を使って学級文庫などを、先生と生徒が一緒に来て毎月借りていくという中で、学級の中で読みたい本はもっとたくさんある公立図書館のほうから借りてくるという利用もしていただいていますので、逆に言うと学校の授業で使うものにある程度特化して、蔵書を集められるという傾向もあるのかなと見ております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 分かりました。

それで、この学校図書室というのですか、その管理というのは、どんなふうにされているのでしょうか。誰がどのようにされているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校の事務分掌の中で、当然図書室担当という教員を決めて、その方が定期的に貸し出しの日数を決めて行う。その中で、通常は図書委員という形で、児童生徒が中に入って、いろいろな整理を手伝ったり、貸し出しを手伝ったりというような形で運営されていると押さえております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 担当ということで教員が担当されていると。

それで、この教員というのは例えば授業に入る時間帯もありますよね。そういう場合に必要になって、どうしても図書室のところの本を使用したいだとか、そういった場合というのはきちんと対応はできているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 基本的には教員は授業を持っていますし、授業中というのはほとんど生徒ももちろん授業を受けているわけですから、長い休み時間、あるいは放課後という中での貸し出し開放ということだと思います。

ただ、そういう授業で使うものについては、きっと事前に教材研究の中で、この図書を借りていきますという中で、図書担当と協議をして貸し出し手続をされているのだと



押さえております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 分かりました。

それで今、学校図書の司書を配置するという学校などもふえていますけれども、当町での配置という考えというのは持っているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今ですね、委員がおっしゃったように、全国的にかなり学校司書の配置が進んできていると。それを受けて、一昨年から文科省のほうで交付税措置をして、学校司書というような名称が出てまいりました。

初めてその法律の中にも、学校司書という名前が出てきて、望ましい基準ですけれども置くことが望ましいというような言い方をされております。

そういう意味では、私自身は公立図書館と同じように人が配置されることがその図書を活用する一番の道であろうと思いますし、必要なことだろうと考えます。

また、その学校の授業のつくり方自体も、いわゆる例えば国語の時間の並行読書というふうな言い方をするのですけれども、例えば一つの教材が、例えば夏目漱石の作品を一つ扱っているとすると、その同じ作者のものを多く提供する中で、作家研究まではいきませんけれども、こういう作家はこういうふうな傾向の人生で、こういうふうな作品を残したのですよというのが、今一番勧められている授業になってきております。

その中では、学校司書というものを使って、教員といわゆるペアを組んで授業構築をしていくということも大分一般的になってきていると考えておりますし、ですから、流れとすれば将来的には厚岸町にもぜひそういうふうな形で、学校司書が配置できればいいのではないかなとは思っております。

●委員長（大野委員） ほか、2目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、3目教育振興費、320ページまで。  
10番、杉田委員。

●杉田委員 済みません。323ページ、先ほどですね、準要保護児童就学援助等と特別支援教育就学奨励の関係について、先ほど経済的な支援ということで教えていただいたのですが、今年度と言いますか、この対象となっている生徒数、これは中学校とも関係して333ページになるかと思うのですが、関係してくるのですが、人数だけ教えていただければと思うのですが。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） まず、要準要保護の児童生徒の人数でございます。28年度の見込みで、まだ見込みでございますけれども、小学校が要保護が11名、準要保護87名。計97名を予定しております。済みません、98名です。

中学校が、要保護が3名、準要保護が29名で合わせて32名。

全体では、要保護が14名、準要保護が116名の全体合計では130名となっております。

続きまして、特別支援学級の対象児童でございますけれども、これにつきましては、小学校が23名。失礼しました。小学生24名の誤りでございます。24名です。予定で24名。

中学校は、生徒でございますけれども、これにつきましては14名という人数になっております。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 ありがとうございます。

これは後日配付の資料要求ということでもお願いできますでしょうか。この推移と、過去数年間で結構ですので。どうお願いすればいいのでしょうか。

後日配付でいいのです。可能でしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

ここでの請求ではなくて、事務局を通して請求していただきたいということです。

教育委員会のほうでは、作成は可能だそうです。

管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 用意することは可能でございます。

●委員長（大野委員） 10番、杉田委員。

●杉田委員 それでは、事務局を通して要求させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（大野委員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 同じく、要準要保護児童就学援助等というところでお聞きをしますけれども、当町の基準というのはまず生活保護基準の1.2倍でしたよね。

それで済みません、ちょっと基本的なことなのですが、生活保護の中に例えば冬期加算ですとか、そういった加算は入っていますよね。そういうのも含めた中での1.2倍ということなのですか。それとも、加算などは抜きにして、そういったところでの1.2倍という形になっているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。  
管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 準要保護は、要保護に準じていますので、今おっしゃられた加算は含まれてございます。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 それで、この基準が1.2倍というのが、生活実態に実際合っているのかどうかということなのですが、単純に言えば生活保護を受給されている方というのは、医療費ですとかそういった免除等というのがありますよね。

そういった免除がされている中での給付と、この基準の1.2倍と、そういった生活、単純に生活基準ですね、この同じ生活保護給付の中でのいろいろな減免だとかそういったものがあるところでの生活実態と、この生活保護基準1.2倍というところでの比較ということですか。これは、生活実態で合致しているのかな、済みません、分かりますかね。合致しているのかどうかというところをどのように考えているのかお聞きをしたいのですが。

言っていることは分かりますかね。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 要保護世帯の準要保護については1.2ということで、1.2ということですから、全く要保護と同じということではありませんで、いわゆる基準が1.2ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 分かりました。ちょっとよく分からないのですが、一応わかりました。  
それで、就学援助を受けられるお子さんたちに対して、小学校1年生の場合は保育園ですとかそういうところで周知というのですか、そういうのをされるのかなと思うのですが、これは通年で申請というのですか、できますよね。  
それで、小学校の児童に対して、実際的な周知というのは年に1回なのか。それとも、年度途中でも周知というのは改めてされているのか。途中で、申請したいなと思われている方が、常に申請できるようなそういった状態になっているのか、お伺いをさせていただきます。
  
- 委員長（大野委員） 管理課長。
  
- 教委管理課長（高橋課長） 周知方法でございますけれども、基本的には年度初めに各学校を通じて保護者の方にその通知文というか、お渡しをしております。  
あと、町の広報にも年に1回載せております。  
あと、年度途中の部分でございますけれども、その部分については改めて年度途中に何か通知を出しているという実態はございません。  
ただ、この就学要保護、準要保護もそうですし、特別支援教育の奨励につきましては、結構生徒的には保護者の皆さん周知されていて、かなりな確率で漏れなくなっているのではないかなと考えてございますけれども、学校のほうでも児童生徒の実態というのは、常日ごろ把握するように努めておりますので、そういう場合になったときには学校のほうでも、児童生徒の保護者に対してこういう制度がありますよというような周知をするようには、学校のほうにはお願いをしているところでございます。
  
- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。
  
- 佐々木亮子委員 実態を分かっているから、あえて年度途中での周知はしなくてもいいのだというような考え方に聞こえたのですけれども、ただそれは100%じゃないと思うのですよ。  
やはり、年度途中で改めてこういう制度があって、途中からでも使えますよというような対応の仕方というのは、全保護者に改めて知らせるところで、というのは1回プラスするというようなことは考えられないのでしょうか。
  
- 委員長（大野委員） 管理課長。
  
- 教委管理課長（高橋課長） お答えいたします。  
先ほど、年度当初に保護者の方にはお知らせしているという説明をしましたがけれども、その中には年度途中であっても申請はできるというような形で書いてありますけれども今一度、漏れがないように年度途中での周知方法も検討していきたいと考えてございます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3 項中学校費、1 目学校運営費。

（な し）

●委員長（大野委員） 326ページ、2 目学校管理費。

7 番、音喜多委員。

●音喜多委員 ここで、ちょっと聞いてお願いしておきたいなと思うのですが、町内中学校4校ありますが、体育の時間、主にどんな競技というか運動というか、男子と女子とまた違うだろうし、夏と冬とそれぞれやるのも違うのでしょうか、主に厚岸町の中学の体育の時間は何をされていると報告されていますか。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 中学校の体育の授業でございますけれども、当然、学校規模によってもやる種目が違ってくると思います。

一般的には、大きい学校であればバレーボールですとかそういう形でありますし、小規模校であればバレーはできませんので、違う種目になるかなと思います。

ただ、必修科目としまして、中学校であれば武道、剣道か柔道、どちらかになると思いますけれども、必修科目としてあります。

町内の中学校でいきますと、高知中学校だけが剣道、あと厚岸中学校、真龍中学校、太田中学校につきましては柔道を授業としてやっております。

●委員長（大野委員） 7 番、音喜多委員。

●音喜多委員 先だっの報道等を見ても、全国的に組体操と柔道の事故、大だ的に報道されていたのですけれども、うちの学校では聞いたことがないけれども組体操はやっていないだろうと思いますし、これは日本の国では関西のほうが強制的にやっているようですけれども、そういった今、柔道を中心にやって文武というか必須科目の中では柔道をやっているらしいようですけれども、それには専門というか、その分野の明るい指導の先生というのはついていらっやるのだろうと思うのですが、その辺はどうですか。

●委員長（大野委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 柔道に限らず、柔道、剣道の部分については、経験者がつくということになっておりまして、いない場合は他校の教員が出向いて指導するという場合もございます。

組体操というか、小学校の運動会を見ても、いわゆるマスゲームとしての組体操はやっておりますけれども、昔僕たちがやったようなピラミッドの4層とか5層とか危ないと言われているのは、僕らはやっているのは見ていません。やっていないと思っております。

- 委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

- 音喜多委員 首をかしげているところを見ると、組体操というのは何かというか、見たこともなくて普段、学校の中では見たことがないのだろうと思うのですが、そういったことで、柔道とか、あるいは夏場はサッカーとか、いずれにしてもその分野の明るい先生というか資格が必要なのかどうかは分かりませんが、そういった先生がついていてということですが、軽微な怪我とかそういったことを含めて、報告はこの1年当たりの中では全くないと理解をしいていいですか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 学校管理下の事故につきましては、授業中、体育の時間に怪我をしたというような報告は、27年度に限ってはございません。

- 委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

- 音喜多委員 なくて何よりというか、ほっとする、当たり前のことなのですが、あつたら困るといふか、そこで、実は昨年春に厚文で真龍中学校の柔道を見せてもらいました。真龍中学校には、太田の中学校も来て一緒にやられるということでした。

設備的には、あそこは潮見高校といふか高校生が使っていたので、それ専用の部屋もあるのですが、どうもその畳ですよね。あれはあのまま、潮見高校の高校生が使っていたものをそのまま利用されているようですが、あれをみますと、学校管理のほうとしてはどのように感じていますか。

- 委員長（大野委員） 管理課長。

- 教委管理課長（高橋課長） 柔道の授業をやる学校が3校ということですが、厚岸中学校につきましては教室を使って畳をひいて授業をやっていると。真龍中学校については、今おっしゃったように武道場を利用しているということ、畳は確かおっしゃるように移管になってからは、畳は買ってございませんので、潮見高校が使っていたものをそのまま譲り受けて使用しているというような状況であります。

平成26年に真龍中学校のほうで要望がありまして、畳を5枚ほど購入してございます。

その段階で購入しましたら、実は高さがちょっと違うと、厚みがちょっと違うというような不具合があったということでございます。

なるべく支障のないように、端のほうにそれを使って対応していただいているところでございますけれども、大分畳としては傷んできているという認識は若干しております。

●委員長（大野委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 実は、厚文で見て、そしてあれはという話も出ましたので、専門というか柔道を指導している方の先生に聞いてみたらば笑われたのですよね。

あれは、体ができ上がりつつある大人というか、高校生が使うものであってということで。我々も見た時点で床が体をなしていないという、今、管理課長も思われているようにね。

実際に、足が平らにきちんと着いていれば、後ろに下がるにも前にしていくにしても足が安心して競技ができるらしいけれども、へこみというか、畳の体をなしていないから、脚立の片上がりと同じ状態。あれは、非常に事故を起こす危険性が高いと。

それと、畳の表面がナイロン製で堅い、そういう形になっていて、ちょっと引っ張ったりするとすり傷やら何やら起こす可能性があると言われていました。

今、言ったようにそういう事故等につながりそうなものは、いち早く取り払ってやる、これは我々の責任でもあるし、大人の責任。

だから、当然その辺を配慮するというところで、委員会でも話になったのだけれども、畳の料金は学校の玄関前を舗装する料金よりもまだ安いだろうと、むしろそのほうが、先にやったほうが私どもはいいのではないかと思うので、財政当局も大変厳しいだろうけれども、そういった教育分野にぜひ金をかけていただければなおお願いをして終わります。

●委員長（大野委員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 真龍中学校の武道場の畳でございますけれども、80枚以上使用しております。中央部分の64枚が主に使っているという部分なのですけれども、80何枚買うとなりますと、1枚約2万円ちょっとするそうでございます。そうすると160万円と、中途半端に5枚、10枚と替えるような状況ではありませんので、全体的に少なくともその中央部分のよく使う部分だけでも替えなくてはならないとなりますと、結構な金額になりますので、その辺はちょっと検討させていただきたいと考えます。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

なければ進みます。

3目教育振興費、330ページ。

(な し)

●委員長（大野委員） 4項1目幼稚園費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4目文化財保護費。  
6番、室崎委員。

- 室崎委員 これ、昨年も同じような話をしたと思うのですが、厚岸には文化財として国や道、あるいは町が指定した多くの文化財がありますよね。その文化財台帳とでも言うのかな、それも同然ありますよね。

ところが、厚岸町にどんな文化財があるのだろうかということで、手っ取り早く見れると思われるのが情報館ですが、そこで見てみると薄っぺらい冊子が一つあるだけで、その文化財の内容や、制定経過とでも言いますか、そういうのがきちんと書かれたものはないのですよね。見れないのですよ。

それで、じゃ文化財台帳の公開という、原本をぼんと見せるということになると、個人情報などが入っている部分もあるそうで、なかなか難しいという話も当時ありましたが、それはその部分を隠してというのも変な言い方ですが、差しさわりのないようにして、その文化財の価値について出せばいいのではないのかと。原本を出す必要はないわけ、それを公開していくということに向けて、検討しなくてはならないという話になっていましたよね。

それから、その文化財の指定過程を見まして、今のレベルから言うと、文化財そのものの価値について疑いないのは当然わかるのだけれども、その指定理由の期日とか、そういう部分で、首をかしげるような記述があったりするものがいくつかあるという話もありました。

それらについては検討しなくてはならない。今日的視点とレベルで検討しなくてはならないという話もありました。

これらについて、その作業はどのように進められて、どこまでできてきたのか。この1年間の動きを教えてください。



●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 文化財台帳の関係なのですけれども、以前も何度かご質問者からご意見をいただきまして、現在まだ進めている途中なのですけれども、このホームページにつきましては、今まだ入力している最中ではあるのですけれども、基本的に資料が全て、今のところ約66%くらいまで資料台帳のほうは整理はつけてきているのですけれども、それで今年中には何とか全てやりたいと考えています。

そして、ホームページのほうに載せるための資料については、これも今、手打ちでやっている最中でございます。一度、ホームページが変わったものですから、これはちょっともう一度打ち直ししなくてはならないという状況になっていますので、これもドンドン更新していきたいと思っています。

それと、指定についての理由ですけれども、指定物件の利用などについても、これも基本的にはホームページに載せていこうと考えていますけれども、その個人的な名前などについてはなるべく出さないようにはしますけれども、これについてもホームページのほうに更新していきたいと考えています。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 大変、失礼な言い方ですけれども、こういうわけで文化財に指定しておりますという文章ですね。その中には専門家の目から見ると噴飯物というような記述があったりするのですよね。個々具体的には言いませんけれども。

それから、物によっては、今の時代、こういう言葉を使つてはよくないのではないかなというものがあるものも一部見かけたこともあるのです。

だから、そういうことを含めて、やはり洗い直しというか、そういう作業も当然必要になってくると思います。

それから、今、私が言おうとしたことを一歩先取りしたような話を担当者はしているのですけれども、ホームページの話をしていましたが、それは大いに結構だと思います。

それと同時に、町民の皆さんが簡単に見れるということになると、そういうカードと言いますか、データが情報館に入るとということが非常に大事だと思うのですよね。それは、紙で結構なわけです。

そういうことを含めて進めていただきたいと、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 指定物件の内容につきましては、もう一度改めて精査していきたいと思ひます。

それと、町民向けの台帳なのですけれども、紙ベースとなると相当になると思ひます。その辺りも少し、どういうふうにできるのかを検討させてもらいたいと思ひます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひいたします。

それから、執行方針を見ますと、文化財保護への意識向上を図るため、講演会や古文書教室などを開きますとということをやっているのですが、これもここで聞いていいのだらうと思うのですが、大体、海事記念館あたりが中心になって行っていますね。古文書教室としては日刊記を読む教室ですか。

それから、またそれ以外に、このあとちょっと聞きますけれども国泰寺が手跡して整備が行われてきている、その一環としての講演会というのもありました。

私も出席させていただいて、大変楽しませていただきました。

ただ、出席人数が10人いるかいないかなのですよ。もちろん教育長もお忙しと見えて、姿は見えませんでしたけれども、余りにも少なすぎる。

これは、講師の方も一生懸命やってくさるのですが、ちょっと出席者として申しわけないという気持ちになってしまうのですよね。人数の多寡を問わないと、一生懸命聞く人が1人でもいればいいのだという言い方を、講師の方は口にしていましたよ。言わざるを得ない人数だからですよね。一生懸命聞いてくれる人が100人いたほうがいいのですよ。

これは、やはりこういうものを主催するときには、ただ防災行政無線でちょっと流して、広報あつけしの今月の予定というようなところにちょっと1行書けば、どっと人は動くものではありません。

特に、今はやりの何とかグループなどの講演というと、札幌でやるのに釧路からの汽車が満杯になってしまっていて自由席でも乗れないようなことになりますよ。

それは、そういうふうになるまでの物すごい努力をして、集客力を持っているからでしょう。

厚岸で、こういういわばかたい講演会をやるときに、お知らせ一つでもって人は動きません。やはり、人に集まっていたただけの努力をしなくてはならないと思うのですよ。

どういう形で、これをやっているのですか。

それから、今のような人数をもってよしと考えているのでしょうか。この辺りについて、お聞かせいただきたい。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） おっしゃられるとおり、いつも毎年文化財講演会やら古文書教室を開催させていただいておりますけれども、人数的には確かに少数でございます。

やってくれている先生も、もう何年でも来ていただいて厚岸のためにいろいろな講演をしていただいているのですけれども、本当にそういう面では申しわけないなと思っておりますけれども、そして我々はそのPRについては、防災無線などを使ったり、庁内の職員に、講演会がありますので時間があったら来てくださいというようなことも促してはい

るのですけれども、もう少しPRの仕方が足りないのかなと思います。

それと、去年は議員会のほうで講演会をされておりましたけれども、そこまで我々もやっていいのかはあれですけれども、もう少しいろいろと考えながら、人が集まれるように検討してみたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

別の団体の話をしていましたけれども、それは今、差し当たって関係ないです。

それでもう一つお聞きしますが、国指定史跡国泰寺跡整備事業というので、今回は44万4,000円の予算なのですが、これの全体図のお話をちょっと聞かせていただきたいです。

国泰寺というのは、今から270年前に開設されたお寺ですよ。今、国のほうの文化財指定かなにかでは三官寺という言葉が正式に使ってしまったのかな。だから、三官寺とって、俗称ではなくなってしまったのです。その三官寺の一つであると。

これを、当時の姿を彷彿させるものに復元していくのだという話は聞いているのですけれども、例えば現在、正門となっている国泰寺の葵の紋のついている木の門がありますよね。あれは、創建当時には裏の通用口だったかどうかというのも分からないくらいのもですよ。

それで海側に、西側にと言うのかな。そこに、何門というのですかね、角材を鳥居のような形に組み合わせたような表門があったのださうだというような話も聞いている。

非常に古いことに詳しい本町側在住の、もうお年寄りと言っていいのだろうな、ような方に言わせると、あの葵の門というのが大正の終わりころか昭和の初めのときに、ああいう細工物の非常に上手な何とかさんが依頼を受けたのか、特殊なのかこしらえて、そしてあそこにつけたのだというようなことをおっしゃる方もいる。それは、本当か嘘か知りません。

また、あの葵の門をもって、こういう葵の門が許されている十万石クラスの格のあるお寺なのだという人もいるけれども、それもどうもというようなことを言う専門家もいる。まあいろいろです。

ただ、大正の末期にそういうことをしたのだということになりますと、それから既に100年たっているのですよ。そうすると、国泰寺そのものが創建されて220年までいっていないのかな。そんなものでしょうね。創建の発端から言っても。そのうちの100年が既に既成事実としてあるのです。

そうすると、国泰寺のありし日の姿を復元しますと言っても、創建直後のことなのか、そのあと既に、今から考えて100年くらい積み重なっている事実を基礎にしているのか。その辺りもいろいろな考えが出てくるのだろうと思う。

それで、今、国泰寺というものを整備するというときの基本的考え方というのは、どのようになっているのか。それから、もし創建当時のものをつくるにしても、当時の伽藍だとか建てるわけではもちろんないと思うので、どういう形の整備が、でき上がったときにはなるのか。概略で結構ですから教えてください。

そして、このここに出ている44万何がしという、これがもちろん全部ではないですよ

ね。総事業費というのは、国のほうの仕事になるのですかな。その辺りも、概略を教えてください。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） まず、44万4,000円について説明させてもらいますが、これは、年2回の整備検討委員会に係る経費ということで、文化庁調査官も来ていただくという中での44万4,000円の計上なのですけれども、今のところは基本計画を策定するために集まっていたているものですから、今のところはその部分だけです、係るのは。

それと、1804年に建てられてから、220年以上たっていますけれども、そして山門なんか今お話がありましたけれども、はっきりしたものがなかなかでてこないということがあって、そして発掘してもほとんどのものがもう水没して水に浸っていたものですから、石塚とかそういうものはあるのですけれども、こういうものだろうということでは把握はしていますが、そういう中で今、進めているのが復元ではなくて、遺構表示をどうだろうかと。その建物を復元しても、それほど価値があるのかということもありますので、遺構表示のほうがいいのではないのかということを進めています。

それと、今まで進めてきた中で、ガイダンス施設というのが一番のポイントでありまして、今までは補助事業で、これがなければ補助事業で進められないということがあったのですけれども、これが昨年4月に補助要項が変わりまして、必ずしも必須条件ではなくなったものですから、それも含めて今後こういうものをどういう形でやるのかということ、ある程度財政条件も考えながらできるような状況になっておりますので、そういうことを踏まえながら進めていこうと考えています。

それと、山門や中門についても、おっしゃるとおり海側だろうと、あったのだろうというふうに言われていますが、それもはっきりしたものがないものですから、基本的には何とか今年基本計画をまとめたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、まだ我々が見せてもらえるような絵といいますか、スケッチでも何でもいいのですが、こんな格好になるよというところまではいっていないと。それをどうするかが、今年のいわば検討課題であると。

それでいずれにしても、その地表建物を復元するとかそういう類いのものではなくて、この区域にこういう建物があったのですよと。せいぜいで、礎石の位置くらいがわかればいい。遺構と言いますか、そういうレベルだというふうに押さえておけばいいということなのではないでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おっしゃるとおり、その遺構自体も杭の位置は分かっても、上

に実際にこういうものが建っていたというのを断定するだけの資料がないというもありまして、ですから検討委員会の中でも、いわゆるガイダンス施設の中にこういうものがあつたであろうみたいな、いわゆるジオラマ的なものを作成すべきではないかとか、いろいろなことが検討されております。

いずれにしても、遺構表示ですので、実際の現場ではこの位置に昔のあれがありましたという形の表示になって、それが先生たちの中ではガイダンス施設の中で、どれだけ皆さんにアピールできるだろうかというのを検討していただいていますし、また先ほど言ったように、このガイダンス施設自体がそもそものこの事業の必須要件だったのが、逆に緩和されたという中で、何を優先するかというものも含めて、今年度、来年度の検討委員会の中でお話を伺いたいと思っております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それで、国泰寺の現在の山門のすぐ手前に、コンクリート建ての高床式の郷土資料館というのがありますね。

聞くとところによると、今これだけの指定を受けてから、あそこにああいうものをつくらうとしてもまず許可にはならないだろうというような話も聞いておりますが、これについては今回の史跡指定があつて、そういう復元があつても今まで通り残していくことについては、問題がないと考えているのでしょうか。

それから、相当経年変化も出てきているのだけれども、補修なり建て替えなりということになるとどうなるのか。その辺りもお聞かせをください。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 現在ある郷土館については、現状のある中については撤去しなさいというあれではないと押さえております。

ですから、ガイダンス施設を新設するとしても、今のあの位置を大きくはみ出ることには、逆に言うことができないう中でのことですし、いわゆる津波の高さの問題、いろいろなことを考えていきますと、あそこに物すごい立派なものを建てるのが適当なのかどうかということも、先生たちにいろいろな議論をしていただきました。

ですからそれも含めて、あるいはその現状の中で、あれを耐震強度をして、中の展示物を変えていくということも一つの選択肢にはなっていると思っております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 9款5項4目、今のちょうどその44万4,000円。ここで、今6番委員が本当に歴史に著明なご意見で、その国泰寺の史跡の関係について、縷々質問をなさりまして聞いておりましたけれども、本当にレベルからすると僕は玄関前で、あちらはもう中で奥のほうにおられるくらいのレベルで話を聞いていたものですから、今の質疑の中で何点かちょっと理解できなかった部分があるものですから、復唱するようでございますが6

番さんお許しをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、6番委員もおっしゃっておられました講演会、残念ながら僕も行けなかったのですよ。ですけれども、今のお話を聞いていたら、町報なり防災無線での連絡だけではなかなか集まらないのだろうな、僕も同感でございます。

せめて、僕の議員の端くれなのですけれども、案内状の一つくらいは、わざわざ郵送しなくてもあるから来いというくらいの案内、それからあそこの建物の中で職員の皆さんもおりますし、生涯学習課、教育委員会含めてそれぞれ職員の皆さんがいますよ。奥さんや子供、友人もいると思うのですよ。それだけ合わせても、本人が来れなくても少なくとも20人は僕はなるのではないかなと、そういう部分の配慮というのはやはり、仕事に対する思いというのですか、そういうものが足りないのではないのか。

せっかくその事業に取り組む姿勢として、これはやはり大事なことはないのかなと。ここに13人の議員がいますよ。行ける行けないは別だけれども、やはりそれくらい、郵送してまで案内状を出せとは言いません。ですけれども、来てくださいと、こういう声かけはやはり私は必要だと思ひます。よろしくお願ひいたします。

その上で、お尋ねをさせていただきます。

今、聞いていて、僕も誤解をしておったのです。この、国泰寺、あと整備事業、どうしてもこの文言に目が行ってしまうものですから、ハードの部分の整備計画を構築するのかなという頭の部分が非常に離れないのですよね。

それで、今聞いていたら、毎年同じような事業をされているのですけれども、そうではなくて、この事業についてよく分からない部分があるので、簡単でいいですから28年度、年に2回くらい会議を持たれるということなのですからけれども、この会議でどのようなことが話されて、どう28年度は展開していくのか、簡潔にお願ひいたします。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） この講演会のお話ですが、おっしゃられるとおりでありますけれども、職員も海事記念館にしても生涯学習にしても、土日の授業が多くございます。ですから、余り強制はできませんけれども、できるだけ参加できるように声はかけていきたいと思ひます。

それと、この整備事業なのですけれども、基本的に基本計画をまとめまして、まとめから今度は基本設計が入ります。

そして、基本設計である程度の大枠で、例えば建物をつくれますよ、あるいは散策路をつくれますなどというものを決めます。そして、それが確定したら実施設計。実施設計から補助事業としてスタートということになります。

ですから、今のところハード的なものにつきましては、今のところはソフトの部分で考えていると。ハード的なものにつきましては、これから基本計画をまとめて、基本計画に沿ったものを、どういうものにしていくかということを進めていくことになります。28年度もそういう形になります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 この予算は昨年も同じ計上なのですよ。平成27年当初予算。その前の年は、50万円台だったと思いますよ。

ところが、昨年この決算のときに減額になっていますよね、確か。そのときに聞いた記憶があるのです、僕。

今年はどうなのでしょう。

聞くとところによると、ことしも先生が来たいようなのだけれども、減額になるのではないかという話もチラッと聞いたのです。

その辺の経緯についてもお尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） この分につきましては、補正予算で10万2,000円を減額させてもらったのですが、今回の場合は、先生は文化庁のほうから来られたのです。来られたのですけれども、近隣の釧路町とか標茶町のほうに入っています、それでそのまま引き続き厚岸に来たものですから、旅費は必要ないと。日当だけで結構ですということだったので、減額補正をさせていただきました。

そして、決算のときも、実は来週一応また検討委員会はあるのですけれども、あくまでも我々がやるときは文化調査官の日程にあわせた日程を組むのですけれども、たまたま前は国会が入ったとかいろいろとありまして来れなくなったという中で、決算でどうしてもそういう形になってしまうということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 その検討委員会をやる、文化庁なりそういう国からの人の重要性というのは、必要だと思います、私も。予算獲得上というのですか。そういう方にも入ってもらわなければならない。

ですけれども、一向にこの内容については余りよく理解していないと思っているのです。けれども、国泰寺そのもの我々町民の目に、毎年検討委員会は同じ計上をしているのですけれども動きが見えないのです。ハッキリ言って、検討委員会は毎年、同じ検討委員会の計上をされているのですけれども、実際町民にすると、そこで検討されていることは崇高なことかもしれないけれども、やはりしっかりとそういうことも、こういうことなのだ、検討中なのだとか、そういう経過も分からないし、現に国泰寺の整備というものが、町で関わっている部分が全然町民には余り理解を僕はされていないと思うのですよね。そういう部分も、なかなか道路の改修ではないから、簡単にはいかないと思うのですけれども、この辺については進捗状況が見えるように努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 国泰寺跡の整備事業につきましては、まず優先的にということで、山門、中門の整備を先にさせていただいた。また、お寺からの要望もあって、排水がかなり悪いと。春の雪解けになると、かなり崩れてくるような部分もありまして、まず、そういうふうな急ぐ事業を一つずつ片づけていくのと同時に、先ほど言ったように今年については何とか基本計画をまず、認知される基本計画をつくって、その中で皆さんにお示しをできればと思っております。

何年間も行ったり来たりというふうな部分があったことについては、おわび申し上げますし、鋭意その基本計画作成に向けて努力してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、この目ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

5目博物館運営費。

5番、竹田委員。

●竹田委員 博物館運営費の星空教室天文開設委託料というのがあるのですが、これがどうのこうのではなくて、地方の創生活性という中で、人、物、金ということも前日申し上げさせてもらったのですけれども、この厚岸町も全国全道の中でも、非常に太田のほうとか上尾幌あたりに行くと、とても星空がきれいです。特に、冬の寒いときになると、ちりやほこりが上空になくなったときが一番きれいだというのは、もう全国的におわかりだと思うのですけれども、もし厚岸町でそういったこの星空を見ようと、何かのイベントとプラスして、それで厚岸町の観光にも向けたそういった取り組みも、その星空を見ようというだけだったらなかなか人は来ないと思うのですけれども、何かのイベントのときにその星空も一緒に見ようというイベントを組んだときに、その星空を見て、星の名前だとか、それから位置だとか、それから僕はよく全く天文的なことは分からないものですから適切なことを言うかもしれませんが、ニュアンス的には要するに説明をしていただければということ、そういう人がまず厚岸町にいるのかいないのかという部分をちょっと聞きたいのですけれども。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 星空教室なのですけれども、これは釧路遊学館のほうから専門的なカシオペア号という天文車で来ていただいて、床潭小学校と太田小学校で1年ごとにやっているのです。

この、なぜ床潭と太田かという、周りに灯りが無いところ、場所がある程度限定していかないと、なかなか見づらいというのがあるものですから、そういう形で今行っているのですけれども、今お話のイベント観光で何かできないか、説明などをしながら観光に生かせないかということなのですけれども、これはやる場所がほかにちょっと探



さないと、なかなかそういう天文車を使ってできないものですから、その辺りは少し検討させてもらわなければならないかなとは思いますが、そして星の説明なのですから、ちょっと我々のほうでは今専門的なことが、町内にいるかどうかというのは今のところは押さえておりませんので、そこはご理解願いたいともいます。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 やってマイナスになるようなことではないと思うので、是非このきれいな星空を厚岸でも見れるという、厚岸町を売るコマーシャルの一つとして、これは一つの方法論としてはとてもいいことだと思うのですよね。

そういった部分で、この厚岸町内に星の説明をできる人がもしかしたらどこかにいるのかもしれない、そういったことも探していただきたい、一つは。

それと、星空の天文会みたいなことを、いつでも誰でもできるのかどうなのかも含めて、費用も含めて、いろいろと調べていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） ちょっと答弁の仕方が悪かったのですけれども、町内にも天文の愛好者が何人かいるそうです。その辺りは後日もう一度調べておきたいと思えます。

それと、町内でそういう形でできないかということなのですから、それについてもちょっと検討させてもらいたいなと思えますけれども、金額的にもいろいろとありますので、基本的に1回来る段階では、今は委託料で出している4万8,000円ですか、それくらいで済むのですけれども、またそのいろいろなことでやるとなると、またいろいろな時間的なものもあるでしょうから、そしてどうしても夜になりますので、その辺りも考慮しながら考えなくてははいけませんので、ちょっと検討させていただけたら。

●委員長（大野委員） 5番、竹田委員。

●竹田委員 済みません、町長。こういった、とても自然を見るといった美しいところも厚岸にあるということなので、何かこう町のイベントの中に、それを今までやっていないので、こういった関係も含めて観光とかに携わって行って、観光客にも来ていただけるような施策も同時に考えて行ってほしいのですけれども、よろしく願いいたします。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

やはり、町の活性化の一つの事業として、いろいろな考え方があろうかと思いますが、

今、ご指摘がございました夜空の星を見る催しというものを、教育委員会からも答弁をいただいたわけでありますが、やはりいろいろな事業を起こすということも一つの町の活性化、それで交流人口増につながるわけでありますので、いろいろなご指摘の中で、今後とも厚岸町の活性化のためにどういうものがあるのか。星空を見る会については教育委員会のほうから答弁がありましたので、連携を取りながら考えていくものであろうと、そういうふうを考えております。

- 委員長（大野委員） 昼食のため休憩いたします。  
再開は午後1時といたします。

午前12時02分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（大野委員） 再開いたします。  
5目博物館運営費から再開いたします。  
6番、室崎委員。

- 室崎委員 私も、プラネタリウムのところ、星に関するところでちょっとお聞きしますが、ここにもプラネタリウム保守点検委託料というのが出ていますよね。これはやはり、毎年これくらいの結構な額ですけれども、あれだけの精密機械ですから、1回か2回か点検整備するのに、これくらいのものはかかるのだということなのではないでしょうか。

- 委員長（大野委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（桂川課長） おっしゃられるとおり、2回点検に来ていただいておりますけれども、1回約旅費等も含めまして25万2,000円くらいかかっているという状況であります。

- 委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 プラネタリウムは、海事記念館開館当初からですよ。そうすると、平成元年くらいから、既に30年を目の前にしているわけですね。ああいうものの寿命として、どのくらいを考えているのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（桂川課長） 通常言われているのが30年くらいとは言われていますけれども、使用頻度にもよりますので、そういう面では30年以上もっているところもあるとは聞いています。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、保守点検をきちんとやって、大事に使っていくということだと思うので、よろしくお願いします。

それで、プラネタリウムの何て言うのですかね、ああいうのは。プラネタリウムというのは投影する機械で、そのフィルムとか種板とか何ていうのか分かりませんが、それを入れて映すわけですね。

それについては、既製品も何種類か厚岸町は持っているけれども、ギリシャの何とかという人がこういうことをやって、天に上がって星になりましたという式のが大体既製品ですね。

1回や2回、小学生当たりで見るといいのだけれども、小学校も高学年になると、何だまた同じことをやっているというようなことにもなりかねないという話は、前にも出ました。

それで、この地域に根差したオリジナルのものをつくるのだという話がありまして、そういう機材の購入もしたことがあります。現在はその点はどうなっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後1時03分休憩

午後1時08分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 時間をとらせて申しわけありません。

DVDなのですが、25年度に小学校の低学年向けと高学年向けに、「春の夜空の大きな星座たち」ということで、おとめ座物語とか、そういう神話のものを町の独自としてつくっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 大体、どのくらいの頻度でつくってきているのですか。年に例えば二つくらいずつ毎年つくっていくということなのですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 最近でいきますと、一番最近の例としましては、今お

話しました25年度に2本、23年度に6本、22年度に3本という形でつくっています。

ただ、何年ごとにつくろうという計画は別に持ってはいないのですけれども、そういう形ではつくっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それは全部、神話の話だとかそういうものばかりですか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 神話もちろんありますが「見つけよう、冬に輝く一等星」だとか、その星についてのものも何本かつくってきております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それなりのいいものができているのだろうと思うので、余計なと言われれば困るのですけれども、お願いしたいのは、今プラネタリウムというのはこの数年都会ではブームになっているのですよね。プラネタリウム喫茶だとか、そんなものも非常に人気ようです。プラネタリウム作家というのも出てきていまして、今までのプラネタリウムの使い方と、もう全然違うようなものがグレードアップというのかよく知りませんが、そういうものが随分出ているようなので、そういう情報も入れていただきたいのです。神話が悪いわけではもちろんないのですけれども。

それから、東京天文台だとかNASAだとか、すばる天文台だとか、そういうようなところで、例えばオリオン星の三ツ星の脇に、小三ツ星というのがありますが、そのところには今、星が生まれている状況がはっきりと見える非常に近いところだというのは、近いと言っても宇宙ですから、これは全然我々の感覚とは違いますが、そういうものが見えていたり、あるいはペルセウス大星雲の中で今、もしかしたら大爆発が起きるのではないかというような話があって、そのときに出てくるベータ線か何かで地球がやられるなどというSFみたいな話が、本気で言ってNASAが計算したら15度狂っていたと、だから地球は当たらないから大丈夫なんて、どこまで本当でどこまで嘘だかわからないような話もボンボン出てきている。

そういうようなものを、著作権がなく公開しても幾らでもありますので、組み合わせると子供たちにとっては、本当に目を向くような一生記憶に残るような興味を引くものが、案外簡単につくれるのではないかというような気もいたしまして、金をかけなくても、特別高いものを買取らなくても、著作権だとか何だとかね。それでも、いろいろなおもしろいものが今できる時代に入っているらしいのですよ。

そういうことを含めて、せっかくおつくりになるし、子供たちを中心にワクワクするようなものをぜひつくっていただきたいと、そういうふうに思うのでけれどもいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 今、いろいろとお話をいただきました。

その辺りの情報を収集しまして、ソフトの作成について検討してまいりたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それでは、次に行きますが、海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館というのが、厚岸町における博物館とされているものですよ。

これらについては、海事記念館は恐らく通年開館だと思うのですが、あとの二つも通年開館でしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 海事記念館は通年なのですから、郷土館と太田屯田開拓記念館につきましては、4月16日から11月15日までという開館になっております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 それを通年にしろという意味では決してありませんから。それぞれ、やはり合理的な理由があって、そういう形にしているというのは分かっているつもりです。

それで、海事記念館を含めてなのですが、収蔵品が100%、いわゆる開架展示というのかどうか知りませんが、展示されているわけではないですよ。

それから、時期によっては、行っても門が閉まっていて見えないこともありますね。

ただ、何があるのかという情報程度は、やはり情報館で集約してあって、こういうものがあるのですよということがきちんとできなければならないという話は、議会でも何回もしておりますよね。

そういう体制に今なっていますか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 先ほどもありましたけれども、資料台帳の関係で今、整理をしている段階なのですから、そういうものも含めまして、海事記念館の中では大体見れるような形にはとっております。

情報館のほうで見れるかということにつきましては、その点につきましても先ほどお話ししましたけれども、紙ベースかホームページなどでも見られるように今進めていきたいと考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 なるほどね、分かりました。

それで、もうちょっと突っ込んでお聞きしますが、海事記念館の収蔵物、郷土館の収蔵物、太田屯田開拓記念館の収蔵物については、それぞれの館においては、展示しているかどうかを別にして、一覧台帳のようなものは既にでき上がっているのですね。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 各館に入っているものについては、全て台帳整理してありますし、一覧表としても出せる状況になります。

郷土資料館収蔵庫のほうは、ほとんど整理がつかまして、あと太田の収蔵庫を今、もう一度台帳照合などをして、その辺りで整理をしている段階であります。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 この話が出てからもう何年もたつのですよね。毎回同じような話で終わっているのですよ。

今、それ以上は言いませんけれども、今度は本当の話にさせていただきたいと、そのように思いますので、今それ以上言ってもしょうがないから言いませんけれども、よろしくお願いしたい。

結局、冬期間休館になるでしょう。そのときにも来る人がいるのですよ。特に太田ですね。屯田兵の関係者という方が、それこそ本州辺りからポンと来ることがあるのです。この1年はなかったですけどもね。前には、私のところに問い合わせがあったこともあるのです、ちょっとした縁でね。それなら太田屯田開拓記念館のほうのと言ったら、それはもう冬期間で閉まっていたよね。そういうときには処置ないのですけれどもね。図版だとか、物によってはそれが写真でも何でもあれば、相当程度満足してもらえるのですよ。

だから、こういうものについては、ほかの町の施設ではないわけですからね。その辺りの相互の連絡というか、データの共有化というか、これは大変必要なことだと思いますので、よろしく進めていただきたい。

それで次にいきます。

昨年、もう年が明けて一昨年になってしまったかな。正行寺の本堂が、国の重要文化財に指定され、そして1,000万円単位のお金をかけて、あれはほとんど国のお金だったと思います。町も幾らか出していますよね。それで、修復されましたね。

これはもう、今までのものとは彩色も何も、その復元されたものは全然違って、ビックリするほど立派なものが復元物として見えました。

それで、釧路芸術館と言いましたかな、そこで、あれは道の施設ですね。道の担当が主催したのかな。それで、正行寺展というのが行われまして、これは随分人気でした。釧路の言い方ですから、道東にこういうものがありますという話でしたよね。

それで、そのあと正行寺さんに出かけて行って、いろいろと見せてもらおうというこ

とになって、当時の厚文でも一度視察という形で出かけて説明していただいたのだけれども、これ何ですかと聞くような部分でほとんどが、あとでよく調べてみますというような話で、余り確たる返答はいただけなかったのです。物によっては、さすがに厚岸の学芸員ですね、よく調べていますねということもありましたけれども。

それで、じゃ正行寺の本堂にドンドン皆が押しかけていって見せていただくかといったら、あそこはお寺ですから。そして、お寺の行事もあるわけですし、またお寺の都合もあるわけで、いつでもいらっしゃいというような観光地のお寺が拝観料をとって、木戸をあけているようなことはできません。

それで、釧路の人はゆっくり見れたのだけれども、厚岸の人は釧路でやったから余り見れなかったという声もあります。

こういうものについて、町で規模はあれほど大きくなくても、せっかくこの町にある文化財のいわば展覧会なり展示会をやるというようなお考えはありませんか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 文化財のほうでも、今年は大黒島展という特別展をやっておりますが、今後についてもやはり特別展をメインに考えていこうかなとは思っていますけれども、そういう中で、どういうものができるのかということと毎年何をやるかという話し合いの中では考えているのですけれども、まだ今の段階ではこれをやりますということはまだ言えない状況ではあります。

何度も申しますが、台帳の整理ということもまず頭において、これはもう何回もご質問者から言われていることで、今年中には整理するというところで動いておりますので、これについてはやり遂げようと考えております。

そういう中で、いろいろな館のものを出せるようになるのだらうと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 資料に関しては分かりました。

それで、国の重要文化財に指定されている正行寺本堂に関してなのですが、展覧会という形でできなければ違う方法で、やはり町民の皆様がこれを目にすることのできる機会というものを、やはりこれは正行寺さんと協力、打ち合わせをしなければ勝手にはできないことですが、やはり進めていただきたいのですよね。と言って、皆が勝手に押しかけていって、正行寺さんが泣くような話をやってしまったら、これはもうとんでもない話なので、その辺りどのようにするかというのはいろいろな手だてがあると思うので、これはご検討いただきたいとそのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 正行寺展については、私も何度か見させていただきました。

当時の資料等が、正行寺さんがどれだけお持ちなのか。例えば、展示したものの本体で

はなくてですね。ですから、そういうものも少しお寺さんとも協議させていただきたいと思えますし、また非常に協力的で、例えば釧路からバスで見学に来られるときなど、教育委員会のほうに申し込まれて、こちらから正行寺さんをお願いしたときに、あいていればご住職が説明をしてくれると。非常に丁寧に説明してもらったということで、喜ばれたりもしております。

釧路の、そういう見学ばかりではなくて、当然お寺さんの邪魔にならないような形で、かなりの人数を固めて、こちらのほうが企画をすれば、当然その見学会みたいなものは実施できると思えますので、ぜひ28年度中にそういうふうな企画をできるように計画をしてまいりたいと思えます。

●委員長（大野委員） ほか、5目ございませんか。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 345ページ、海事記念館のところでお伺いしたいのですが、ちょっと特定の行事になってしまうのですけれども、大黒島ツアーというのを開催されていると思うのですけれども、まず、これはどのような開催というのですか。1年に1回なのか、それとも隔年なのか。時期的にはいつなのかというところでちょっとまず教えてください。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 大黒島の体験ツアーなのですけれども、これはずっと毎年行っておりました。おりましたが、去年は時化のためにできなかったというのと、今年の予算の中では、その予算は上げておりません。

と言いますのは、船でアザラシツアーだけであればできるのですが、岡から岡に人をあげる。大黒島にあげるという段階で、国土交通省の許可が必要になります。

その中で、今までその船頭さんが一生懸命やってくれたのですけれども、ちょっと身体の調子も悪いというのと、その申請行為が非常に辛辣になってきたと。札幌まで行かなくてはならないという中で、28年度はできないというお話がありましたので、そういう資格を持っていなければ、そういうところにはお願いできませんので、それで28年度は予算は上げておりません。

ただ、これは毎年今までやってきた事業であります。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 確か、これは募集、毎年10名ですか、されていたと思うのですが、町民の皆さんの声として、実際に応募はしないのだけれども行ってみたいという声というのは、かなり私も聞いているのですよ。

船頭さんの体調が悪いというようなことも言っていましたけれども、これは1台ですか。何台チャーターしているのですか。その船頭さんが関わっている1機というのです



か、1艘だけでやってきているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 先ほどもちょっと答弁漏れがありましたけれども、6月に実施しております。

それで、船は2艘出しております。その2艘なのですけれども、そしたら船頭さんができなければもう1艘で行けばいいのではないかと思うかもしれませんが、基本的にはそういう許可が必要だということ。どうしてもその船頭さんが行けなければ行けないという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 天候だとか、そういった自然現象は別にして、ちょっと確認ですが、このお二人、2艘ということで、この船頭さんは二人とも許可というのは取ってるという前提ですよ。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 1艘の、基本的にはその船頭さんが許可を持っていればいいですし、もう1艘のほうはそのサブ的なというか、二人とも持たなくてもいいのですけれども、一人だけ持てばいいのですけれども、その船頭が行けないということで、もう一人のほうは随行船というか、そういう感じです。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 分かりました。

体調がよくなれば、来年度は行ける可能性というのも出てくるのでしょうかけれども、もしこの1艘、2艘ですかの許可を取っている方が、このまま行けないということになったら、このツアーというのはどうされるのでしょうか。その辺はどう考えているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 先ほども言いましたけれども、アザラシツアーであれば、船の上から見るだけであれば問題ありませんので、ただ上陸はできないということになりますので、ツアーだけですと、アザラシを見るだけのツアーだけですと継続はできると思います。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 アザラシを見るだけのツアーですと、ほかにも見る機会もあると思うのですが、実際にやはり大黒島に上陸してみるというのは、多分このツアーでなかなか経験ができないのではないかなと考えていますし、この事業というのはやはり継続していただきたいと思うのですけれども、上陸できる方がこのままできなくなるということに対しての、今年度、来年度以降の手配というのですか。そういった新たに別な方を要請するだとか、そういったことというのは考えられていないのでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） それだけの許可を取れる、まず船を持たなくてはならない。もちろん、船外機を持っている人はたくさんおりますけれども、ただそれだけでは駄目ですし、有業船だけでも駄目ですので、今まで行っていただいている方にもう一度その辺りを確認しながら今後どうしていくか、考えなくてはならないと思うのですけれども、今の段階ではその方が行けない、無理だということになると、ちょっと代替の人というのは今は思いつきませんので、今の段階では継続できるとはちょっと言えない状況ではあります。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 状況的には分かりましたけれども、やはりせっかく1年に1回、大黒島に上陸できると、そういった体験ができるツアーで、とても大事なツアーだというふうに思います。

是非、継続できるといったところで、今後とも検討をしていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（桂川課長） 繰り返しになりますけれども、ご相談させていただいて、今の段階では継続したい気持ちはもちろん、我々は、すごく人気のある事業ですので継続してやりたいのですけれども、何分にもそういう状況ですので、一応ご相談はさせていただくという形で、ご理解いただくしかないかなと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

6 目情報館運営費。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 厚岸情報館、ほかの自治体からも大変評価を受けているところなのですけれども、それでお聞きしたいのは、目の不自由な方がご覧になれるような点字本というのでしょうか。そういったものの配備というはされているのでしょうか。どのようになっているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後 1 時32分休憩

午後 1 時32分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。  
情報館館長。

●情報館館長（福地館長） ただいまのご質問にお答えいたします。

点字図書ということでございますが、点字図書につきましては、絵本であるとか、これは晴眼と言いますかお子さん向けで、字もついていて、目の見える方、それから目の不自由な方のご覧になっていただけるようなブツブツがついている点字本ですね。

あとは、一般向けということになりますと、本という形というよりも、例えば道議会議員の選挙であるとかという形でのご案内などは、これは送付されてきているものを御案内という形で情報プラザに閲覧していただけるような形で置いてあったりということで、何分点字本と言いますと、一般の小説ですと1冊で足りる分量のものを点字という形に表しますと結構なボリュームと言いますか、5冊であったり、あるいは長ければ10冊という形で、大変分量がかかるものでございます。

ですので、情報館としてはまだ、その辺のところは不十分な形ではあるのですが、相互賃借という形でのサービスが図書館にはございます。充実した蔵書を持っている図書館というのが道内にもございますので、リクエストというご要望に関してあれば、本を探してということで、そういうご希望に沿えるようなサービスは対応していけるかと思えます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ほかの自治体の住民の方から、厚岸情報館はすごく蔵書がそろっていると。管内でもすごく充実をしているという評価を聞いているという方から、点字本というのがなかなかどこでも配置をされていないと、厚岸情報館ならそういったものがあるのではないかとということで、どうなのだろうかと問い合わせがありました。

たくさん、1冊ではなくて、たくさん必要になってくるということもあると思うのですけれども、目の不自由な方がどれくらい活用されるかということもあると思うのです。でもやはり、そういった方が図書に親しむ、読書をしたいと思えるときに、そういった点字本というのもこれから少しずついいのです。一度にたくさんということではな

いのですけれども、やはり配置していただけるようにご検討いただけないかなと思いたすがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 情報館館長。

●情報館館長（福地館長） 利用者の方のご要望というのがやはり大事になってくると思います。

一つのタイトル、10冊をそろえても1回読んでしまえばあとは読まなくていいですということになると、また次々ということになりますので、点字図書館それから点字資料を持っている図書館との連携の中でサービスができるように。あるいは録音図書などもございますので、そういうものを含めてご要望にお答えできるような形を考えたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、先へ進みます。

354ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目社会体育費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、スポーツ障害についてです。

スポーツ障害については、執行方針の中でも触れられておりまして、知識と要望に関する認識を広める取り組みを進めていくとお書きになっております。

教育委員会が執行方針の中にまでスポーツ障害を取り上げて、具体的にいろいろなことをやっている町というのは本当に少ないと思うのですよね。そういう意味でも最先端を走っているということは、十分評価しているつもりです。

それでお聞きします。昨年、スポーツ障害の取り組みとしてどういうことを行われて、どういう成果を上げられたか。今年は、どういうことを行おうとしているか、具体的にお知らせをいただきたい。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（高橋課長） スポーツ障害への取り組みのご質問でございます。

スポーツ障害の取り組みにつきましては、今までもそうなのですが、スポーツの指導者ですとか、学校関係者を対象にして、講演会ですとかテーピングの講習会、そ

ういったものを行ったり、少年野球等に特化した野球肘ですとか野球肩というのですか。そういうものを未然に防止するための野球手帳なるテキストを配付して、少年団、学校を通じて配付してきております。

スポーツ障害の防止の基本としては、今までも議論されておりますけれども、事前の準備運動というカウオーミングアップというか、その辺と終了時のクールダウンが非常に重要であると原課のほうでは押さえおまして、その部分を特に指導者の皆さんにも日ごろから注意をいただきながら指導に当たっていただいていると。

一例を挙げますと、私もB&Gの体育館で行われている少年団のバスケットボールの練習等を日ごろから拝見させていただいておりますけれども、そういった効果が浸透してきているのかどうかは分かりませんが、非常に事前の準備運動を入念に時間をかけて行われているというところが見受けられております。

こういった練習メニュー一つ一つをとっても、スポーツ障害の未然防止にも役立っているのではないかと受けとめているところでもございます。

今年度、指導者養成の部分ということで、スポーツ少年団の認定員養成講習会というものがございますけれども、本年度、少年団の指導者、そちらのほうに2名、これは野球とサッカーですけれども、そちらのほうを派遣させていただいて、そういった少年団指導のための指導員養成講座という取り組みをさせていただいております。

やはり、直接子供たちとのかかわりの深い部分に携わっていく指導者を養成していくということが、障害防止には非常に効果的であると考えております。

こちらのほうの指導者派遣については、28年度においても継続して派遣をしていきたいと考えております。

また、スポーツ少年団の関係者を対象とした、スポーツ障害に関する講演会については、27年度ですけれども3月24日に町内の医療機関のリハビリ担当の先生を講師にお招きして、年度内にこのスポーツ障害の予防講座というものを実施していきたいと考えているところでございます。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

スポーツ少年団の指導者というようなところをまずは一番のターゲットにして、きちんとした認識を持ってもらうということで進めていくというお話ですね、今のところは。それはよく分かりました。

それで、同時に行ってほしいのは、一般の、一般のという言い方もちょっと変なのだけれども、学校で子供たちを指導する先生たち、スポーツ少年団の指導者から見ると専門家ではないけれども、やはり、特に小学校などの場合は担任の子供ですから、体育は専門の先生ではないですよね。中学になると体育の先生ですけれども。そういう先生たちにも基礎知識は持ってもらうなくてはならない。特に、意識を持ってもらうなくてはならないと、そのように思います。

それと、非常に大事なものは、そういう指導者の大きな仕事の一つがブレーキだと思うのですよ。ブレーキをかけるということだと思うのです。

勝ち負けを争うスポーツに子供を入れますと、親はどうしても熱くなるのですよ。勝利至上主義に走ってしまうのですね。これは、もう全国的に見られることで、その親御さんにブレーキをかけるのもやはり指導者の大きな仕事だということで、一般の親御さんにも成長期におけるスポーツというのは、いい面と同時に、過ぎるとスポーツ障害というようなことで一生禍根を残すことになりかねないということですよね。

テレビなどでは、例えばついこの間もオリンピックに行けるの行けないのというマラソンの映像が出ていました。あるいは、今お相撲が映っていますけれども、ああいう人たちは体を壊して動けなくなる限界までのところで争っているわけですよ。そういうものを何かお手本にして、そしてそれに妙な根性論がついて、成長過程の子供たちに強いることになると、これはとんでもない禍根を残す。

この町ではないのですけれども、この近くの都市で私はひよんなことでお伺いしたら、そこのうちの娘さんが、足首が腫れあがって痛くてかなわないと泣いていると。ところがバスケット部の主力選手だったそうな。そうすると、顧問の先生が練習を休ませてくれないのだと。それで、親としては困っているというような話を聞いて、とんでもないと。それは、学校に言って埒があかなかつたらすぐ教育委員会に言いなさいと、私は余計な口を出した経験もあります。

そういうふうに、勝利至上主義が得てして、スポーツ障害を誘発しているという部分もありますのでね。もちろん技術的には今言ったように、いろいろな準備運動だとか、終わってからの何と言うのか分かりませんが、いろいろなものだとかあるでしょうけれども、そういう過熱していくことによって起きる問題、そういうものをものを含めてやはり意識を持っていただくような啓発、これも一緒に進めていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（高橋課長） 今、中学校は専任の体育教師がいらっしゃるのですけれども、小学校の少年団活動に携わっていらっしゃる外部指導者というのですか。も、野球であるとかサッカーであるとかバスケットであるとか、小学校の先生が多ございます、実際問題として。その先生方に対しても、従来からもスポーツ障害予防講座等にお声がけをさせていただいて、さまざまな講習会に出ていただいて、そういったまず予防。それから、起きてしまったときの対処であるとか、それから日ごろのメンテナンス、アドバイスというかそういう部分についても、いろいろとお願いをしてくると。

結構、今は指導者の方々もたまに会ってお話することがあるのですけれども、やはり今は大変だよなど。大変だよなどというのは、指導の部分で昔の、ひと昔ふた昔の根性論というのですか。やればできる精神的な指導というか、そういうのが昔はあったけれども、今はもうそういう時代じゃないよねというようなのは、直接口から出てきていて、そういう話もいただいております。そういった部分からも大分変わってきているのかなと、指導する面でもあります。

やはり、日々の私どもの取り組みが功を奏しているのかどうかは分かりませんが

も、そういった部分で少なからずそういうスポーツ障害に関する対応の裾野というのは広がってきているのかなと思います。

それから、親御さんの部分ですけれども、結構サッカーとか野球とかバスケの試合等があると、親御さんも当然会場に駆けつけて応援はされるのですけれども、確かに試合が始まると白熱してきますので、そういった部分で声も大きくはなってくるのですけれども、何とというか、そこら辺もやはり昔とはちょっと意識的に、足が痛くてもそんなの関係ないから我慢してやりなさいというような、そういうふうをもった親御さんというのも最近では少なくなっているのかなという、見た目ですけれども、そういうふうな見受けられもいたしております。

いずれにしても、そういった部分で、適切な練習と適切なブレーキングをかけながら、成長期は特に骨も成長している段階で非常にもろい部分もございますので、筋肉の部分もそうでございますけれども、そういった部分に注意を払いながら、適切な指導をして、それが後遺症になることのないような少年スポーツを図っていただきたいと私ども考えて取り組んでいるということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございますか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ進みます。

3目温水プール運営費。

6番、室崎委員。

●室崎委員 歳入のところでも話が出ていたのですが、温水プールの利用者が漸減というのですか、少しずつ減っていく傾向がとまらないと。一つには厚岸町全体の人口が減っているのだから、それはという話もあるのですが、ただせっかあれだけの温水プールを持っていながら、多くの町民に使っていただきたいという思いが十分に届かないとすれば、これは残念な話ですね。

温水プールというのは水泳をやるだけの使い道ではないわけでしょう。健康増進のために水中歩行というのは、腰に負担がかからなくて、なおかつマラソン以上のエネルギー消費率があるというような話もチラチラ聞きますよね。

そうすると、どうやって、いろいろなパターンの使い方を知らしめて、一人でも多くの人に有意義な使い方をしてもらうかということでは、まだまだ伸びしろがあるのではないかというような気がするのですよ。

おまえは、傍で口を出しているだけだから、そんなことが簡単に言えるのだと言われればそれまでなのだけれども、やはりいろいろな知恵を出していく必要があるのではないかなと思うのです。あれだけの施設を生かしていくために。

そのあたり、何かいろいろなことを考えていらっしゃると思うのでお聞きさせていただきたい。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（高橋課長） ご指摘のとおり、27年度につきましては対前年でプール利用の延べ人数が1,200人程度減少してしまったという部分があります。人口減だけにとらわれず、本当に子どももプールの利用の増加という部分については、大変頭を悩ませているところではあります。

さまざまな年代、子供から大人まで、水泳教室であるとか、水中のウォーキング講座というのをやらせていただきながら、底辺の利用拡大というか、そういう部分も図ってはきておるのですけれども、なかなかこれが成果に結びついていかないという部分で、非常に頭を悩ませているところではございます。

今後におきましても、地道なPRをしながら、何とか利用者の拡大といいますか、そういう部分に結びつけていければと考えております。

また、水泳だけではなく、健康増進のトータルの部分ということにつきましても、プールは一人ではなかなかちょっと解決できる部分も、難しい部分もあるかなとは考えております。広く健康づくりというか、そういう部分の中で、さらにプールを活用していくというような策が、さらに考えられればいいのかなとは思っておりますけれども、その部分についてはちょっとまだ今も思案中というか、そういう部分の途上でございます。

それで、その点については今後、鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 あの施設を管理しているのは、今、体育振興課長さんが答弁さなっていますねが体育振興課ですよ。それはそうですね。

でも、そこを利用して何かしようというのは何も体育振興課だけの問題ではないですよ。福祉課や町民課だとか、そういうところの行事としてどんどん利用していくことだって、これは考えようによってはできるわけですよ。

そのとき、体育振興課のほうで、うちの所管だからおまえたちは駄目だなどとと言うようなものではないわけでしょう。

そうすると、やはり全町的なそういう関係各課というか、そういうところが一緒になって、こんな使い方をやったら面白いかもしれないというようなものを考えていったらいかがでしょうか。

健康増進ということになれば、福祉課は当然絡んでくるわけですよ。それから、町民の健康がどんどん増進されて、町長の言う健康年齢がどんどん長引いていけば、これは国保の持ち出しだって減ってくることにつながるわけですよ。

だから、いろいろな形で関連するところはあるわけで、そういういろいろな各課がこのプールを使って、自分のところの仕事の一部をこうやってできないかなというような、お互いにアイデアを出し合って協調していくということをやらないと、今まさに担当者



として苦しい胸の内を言っていたのだけれども、自分のところの課だけでもってアイデアを出して、あれをやれこれをやれと言われても、精一杯やっても伸びないで少しずつしぼんでいっている感じを否めないだというのは、本当の印象だと思うので、そのあたりをよろしくお願ひしたいと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（高橋課長） やはり、日本を挙げての健康志向の増大というのは十分理解しております。

ほかの町の、例えば健康づくりの状況を見ると、結構お年寄りの、お年寄りというか壮年期から高齢期の方がプールをクルクル回って歩いたりして運動しているというような映像も拝見したりします。

そういった部分の取り組みであるとかが少しずつでも膨らんでいけば、プールの利用増にも結びつきますし、町民のトータル的な健康の増進にも結びつく、一石二鳥になることも考えられます。

なので、今後の課題にはなりますけれども、関係する担当部局ともご相談をさせていただきながら、何ができるかという部分については、今後また検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（大野委員） ほか、ござひますか。

（な し）

●委員長（大野委員） 進みます。

4目学校給食費。ござひませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 368ページ、11款1項交際費、1目元金。

8番、南谷委員。

●南谷委員 実は委員長、1目と2目利子まであわせてやりたいのですが、よろしいでしょうか。

●委員長（大野委員） はい。

●南谷委員 済みません。

11款1項1目、まず元金からお尋ねさせていただきたいと思ひます。

本年度、9億3,760万1,000円の償還をされると判断をさせていただきました。

昨年対比、3,545万4,000円の、これでいくと増額になったということは、償還金、債

務は減るのだと、こういう理解をいたしました。

それで、382ページ、ここに、4、地方債に関する調書、記載がございます。382ページね。一番下段、合計欄でございます。27年度末現在残高見込み、106万4,558円、こういう見通しを立てておられるということで、本年度、新年度ですね、当然その償還額が多くなるわけですから、95億6,955万7,000円になる。100億円を切るという表示でございます。そのとおりだなというふうに理解をしたのですけれども、先般の議員協議会でもサケマス流し網にかかわる関係で、まだ本年度、新年度予算にも計上されていないものを、49トン型の船2隻、約8億円くらいのものも当然、そのうちの町が負担をしなければならない、これらも乗ってくる。それから、平成28年度中に新たな事業もされる、そうすると、この現時点ではこの新年度予算の中で、95億円という数字が100億円を切っているのですけれども、見通しというのはどうなっていくのかなと思います。

まず、この27年度末見込み、恐らくこれでは100億円という数字は、恐らく今の時点では推計しているのですけれども、あと何日かあるのですけれども、この予想というのですか。恐らくこれで、100億円でおさまるのだらうと思うのですけれども、これに間違いがないのかどうか、確認をさせていただきたい。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 27年度末につきましては、今現在、3月補正まで出ささせていただきましたけれども、その中での額となっておりますので、この数字に間違いはないということとなっております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 改めて伺います。

28年度、既に網羅されている事業、これでいくと、この時点では95億円というふうに100億円を切った債務残高になる。ですけれども、今言うように、想定されるものもあろうと思うのです。これらについての予測というのか、推測についてどうなっていくのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今後の予想と見込みということでございます。

そういった中で、町長のほうの執行方針の中にもありました、厚岸町漁業協同組合が共同利用する船の建造費を、厚岸町が支援するというので、この内容がまだ具体的に決まっておられませんので、正確なところは申し上げられませんが、この今現在の見込みで95億何某の部分に、その建造に当たって町が支援する部分が、今その財源として起債を予定しておりますので、その分が乗っかるということになりますので、その分が今現在のところでは約半分くらいが4億円ちょっと、5億円になるかちょっとあれですけれども、その辺りがなるのではなからうかと聞いておりますので、それにプラスさ

れると。

あと、これに加えて、それ以外に例年3月のほうで出させていただいております過疎債のソフト事業、この辺が発行するかしないかというのはこれからの財政状況を見極めてやりますけれども、それが乗っかってくるのかなということで想定しておりますので、額的にはまだ申し上げられませんけれども、今想定すればそういったことを検討しているということになります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、大体推測ですけれども、27年度の、最終的に、100億円を切っている段階なのだけれども、これより超えるかどうか分からないというふうに理解をしていけばいいのかなと判断をさせていただいたのですけれども、そういうことなのでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 数字だけの面でいきますと、その共同利用に係るものですよ、過疎のソフトの部分が発行するかしないかという部分も含めてになります。

ただ、この起債の残高については、今、そういった意味では微減と言いますか、ほぼ横ばいできておまして、ただ我々のほうで懸念する部分が、建設債にあてがう地方債と、あとは臨時財政対策債のほうの額が、今拮抗していて半々のようなバランスになっておりますので、その臨時財政対策債が今、減っていく予定ではおりますけれども、その状況次第によって、またこの数字は動きますので、今現在の見込みとしては100億円台の前半で大体推移するのかなとは踏んでおります。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 2点目、その下の2目利子についてでございます。

一時借入金利子2,000円かなと思ったら、200万円なのですよね。

まず、一時借入金の利子というものが、これは新年度の予算でございますが、27年度末で実態というのかな、27年度、まだ閉まっておりませんから、その一借というものがどうなっているのかなと。実態を教えてほしい。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 一時借入金でございます。

この一時借入金につきましては、まだ確定はしてございませんけれども、毎月毎月一時借入金については、その根拠として資金計画というものを毎月つくって、その中で資金需要がどうなのかという部分を見極めた上で、一借を検討してございます。

ただ、そういった中で3月ですけれども、今現在の残高でいきますと、予定として3

月31日に一時借入金を起こすということで今、予定をしております。

この額が、今現在5億円ということですがけれども、ただ、この部分はこれから収入、特別交付税などいろいろな収入が入ってきますので、その状況に応じた中でということで、最大限借りるのが5億円ということで今計画をしております、その期間も3月31日に借りて、4月1日にはお返しするという予定で今おりますので、1日間という借入れ期間というふうに計画しております。

利率のほうも、今現在、低金利という時代の中で、今現在北洋銀行のほうから聞いているのが0.13%ということで聞いておりますので、そうすると5億円にこの0.13の1日分と考えると、2,000円に満たない利息になるかなということで、3月の補正の段階では30万円ほどの残額を見ておりましたけれども、実際的には2,000円か3,000円で済むだろうかなということで今は考えております。

ただ、この部分は今後についても、資金需要の部分も含めた中で、借入を適時対応していきたいと考えておりますので、27年度はそういった状況になるということになってございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 間違えていないですよ。僕が目が。これは2,000円ではないですよ。そうすると対比がすごく大きいのですよ。

28年度はどうなのだろうと、疑念に思ったのです。いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 一借のこの利息の部分ですがけれども、例年ちょっと多目に計上させていただいて、例年200万円ということで挙げさせてもらっております。

ただ、これにつきましては、年間の需要の中を見極めながら、投資的に大きい事業がやった場合に、その年度途中でももしかしたら資金ショートする可能性もございますので、そういったものに備えているということもありまして、この200万円を計上しておりますけれども、最終的には3月補正の中で対応させていただくということなので、27年度も実際的には160万円ほど減額させてもらっておりますので、また大体同じようなパターンになるのかなと我々は踏んでおりますけれども、これは事業費の執行状況ですとか、そういうものも踏まえながらやっていかななくてはならないので、一応この200万円は当初計画ではありますけれども、最終的にはまた27年度実績レベルまで落ち込むのかなとは考えております。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、今ずっと説明を聞いていてホッとしていたのですけれども、余り大きな資金ショートをしているわけではないと。ある程度、資金繰りというか、事業をつなぐためのその一借なのだと、そういう理解で、27年度も、新年度も同じような状

態でやっていきますよと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（大野委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今のところは、そういったことで計画しております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2目利子。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 12款1項1目給与費。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 給与費のところで、ちょっと勤務時間の管理についてお伺いしたいのですが、現在勤務時間管理というのはどのようにされているのでしょうか。全体的な勤務の管理というのは、どのような方法でされているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基本的には、朝8時半から1時間の休憩時間を抜いて、17時15分までの1日7時間45分。週38時間45分という基本の中で、勤務時間は決められております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、退勤をする場合、退勤とは勤務が終わって帰るときの帰る時間は、何時に帰りましたとかそういった、例えばタイムカードですとか、そういった退勤時間が分かるものというのは何でしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その日に、通常17時15分で勤務時間が終わるからといって、17時15分にすぐに帰るといふ職員は基本的にはほとんどおりません。15分、さらには30分程度、次の日の勤務の準備をしたり後片づけをしたりですとか、そういったこともあって、基本的にその日時間外勤務を行う職員以外については、そういった15分、30分程度

の時間帯の中で帰られるということで、それに関しては何かに記載をするだとかということとはございません。

ただ、時間外勤務をその日に行うといった者については、基本的にこれは上司に対して、きょう行いますということで決済をもらうと。これは、予定の時間、基本的には10時ということですのでけれども、その時間を上司に提出をして決済をもらって、そういった時間外勤務を行った職員については、職員玄関から帰ることになります。8時で正面玄関が閉まりますので、その帰庁の時間を、宿直室の棚のところに用紙を置いてありますので、そこに記載をして、帰庁の時間を書いてもらう。次の日に、時間外勤務を行った結果がまた再度上司のほうに来ますので、それらとのすり合わせを行うというような形になっております。

通常の時間外勤務を行わない職員については、そういった15分、30分での記載というものはございません。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで、時間外勤務、何時に帰ったかということも記帳しているということでハッキリ分かるという仕組みにはなっていると思うのですがけれども、この時間外勤務、ここ何年かというか、昨年26年、27年あたりで、時間外勤務の実態というのはどうなのでしょう、ふえているのでしょうか。同じような状況なのでしょう。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まだ27年度の結果は出ておりませんが、確かに25年度までは、若干、上昇傾向にありました。

ただ、この時間外勤務の中には、災害等の対応も入っております。25年度、26年度にかけては、逆に若干少なくなっているという傾向にあります。

ただ、これもその時その時の各課の事業、それと新たな事業が入ってきたり、あとはそういうこともございますので、なかなか同じような形にはなりませんけれども、また制度変更でのいろいろな対応ですとか、そういうこともありますので、大きく減る傾向にはございませんけれども、今のところはある一定の時間帯で推移をしているという認識をしております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 夜に役場の前を通ると電気がついてます。大体同じ箇所の電気がついてるのかなとも見受けられるのです。その時期によって、やはり時間外勤務をしなければいけないという時期ということも必要だと思うのですが、この時間外勤務がその部署で常態化されているのでしょうか。そういうのはないのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 常態化と言っていいかどうかは分かりませんが、確かにその帰りの遅い時間、帰りが遅い課もございましたので、そのあたりについては人事、配置替えによって、そこに増員をしたりですとか、そういった対応をここ数年来行ってきております。

その結果、減った部署もございますし、またどうしても、総務課を例にとれば、選挙事務ということになれば、これはもうある一定の期間、どうしてもその時間外勤務を行った上でなければ、その日までに整理ができないということもありますし、また今回、議会のほうにもお示しをさせていただきました総合戦略のまとめですとか人口ビジョンですとか、こういったことをある一定の期間で行わないとならないということになれば、人員も限られた中でということになると、どうしても常態化まではいかないと思いますけれども、その時期にはどうしても残業して、それを整理しなければならないといったこともあります。

決まった部署に限ってということ、確かにルーティン業務と言われる窓口業務、これとまた通常事業を行う課とはやはり業務も違いますし、ただそういったルーティン業務であっても、やはりこういった今マイナンバー制度が新たに出てくるだとかということになると、そこでの時間外勤務ということも発生いたしますし、これは常態化ということまではいきませんが、常態化にならないような形で人事配置ですとかいったことで、我々も町としても、そうならないように留意をしているところであります。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 常態化というよりは必要に応じてと、どうしても必要なときに残業がどうしてもふえるというようなことで捉えさせていただきたいと思います。

それで、休日出勤される場合がありますよね、何かの行事ですとか。そういった場合の、休日出勤された場合というのは、それは振替休日という形なのですか、それとも賃金でという形なのでしょうか。

- 委員長（大野委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 厚岸町においては、基本的には振替休日ということで、皆さんにお知らせをしております。

ある一定の期間内で取れなかった場合については、賃金での支給ということになりますけれども、基本的には振替休日ということを中心に、そういった行事等に参加された職員の皆さんには振替休日を取っていただくということにしております。

- 委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 一定の期間ということですがけれども、これはどのくらいの期間の間に取るというのはあるのでしょうか。

その期間内に、実際にどれだけの人が取れているのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） その勤務につく前4週間、後ろ8週間、この期間内で振替休日を取っていただくということで、ある一定の期間置かれていますので、基本的には取っていただいていると認識をしております。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 分かりました。

本当に町の職員というのは大切な存在だと思います。やはり仕事の中で、民間などではよく働きすぎて過労死だとか、そういったことも生まれてきています。やはり健康ですとか、そういった面も壊さないような、そういった勤務形態のあり方というのをされていると思います。されていると思いますけれども、是非負担が余りかからないような、そういった勤務形態を続けていただきたいと考えていますがいかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 一般職員の管理につきましては、我々ここに座っている課長職が最も気をつけなければならないことだと思います。

一定の個人に対して業務が重なってしまったり、課に業務が重なることは人事配置等でならないような形で我々も留意していきたいと思っております。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

4番、石澤委員。

●石澤委員 今、新聞などに入ってくるのですけれども、臨時職員の募集などという形で入ってきていますよね。

それで、厚岸の臨時職員で、臨時というか非正規の人たちの働き方なのですけれども、その中で、本来育てていかななくてはならない保育、今回が保母さんは、保育士は2名でしたっけ、3名でしたっけ。正規で募集したら、たくさん来たという話もしていましたよね。

去年の27年4月1日現在の厚岸町の非正規雇用数というのがありますが、正職員、事務の場合では150人、正職員が150人で、非正規が13人。だけれども、現場になると、正規が1人、そしてほとんど非正規というのが55人とか、それから保育士さんになると、園長それから保育士14名が正規で、非正規が3名13名3名ですから、助手も含めて16名。パートさんが3名という、こういうような形で、非正規で働く人の数がすごく多いのですが、この方たちはずっと長年勤めてきていますよね。保育士さんにしてもそうですけれども、改めて新しく募集をするときに、今まで臨時で働いていた方たちの中にも、正



規の仕事があったら募集として手を挙げて応募することは可能なのでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 保育士を例に出させていただきますけれども、昨年27年4月に2名、保育所の正職員を2名採用いたしました。今年の4月も2名、正職員を採用する予定であります。

その試験に来られていた方、私もその試験におりましたけれども、今、厚岸町内のそういった児童館を含めての保育施設で勤めていらっしゃる方も試験に来ておりました。

当然、厚岸町で保育士を募集する場合は年齢制限というものをさせていただいております。とりあえずは将来のことも見据えて、できる限り若い職員をとということで、30歳で制限をかけさせていただきました。その30歳の制限の中にいる方については、今、臨時で任用されている方、非常勤で任用されている方、それを拒むものではありません。応募があればその方々も試験に臨んでいただいているというような状況です。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 30歳まで、確かに30歳くらいからのほうが、そうだと思いますが、それ以上いっている方たちはその権利もないと。今、保育士さんの方ことを言っていましたけれども、公務補さんなどもそれも全部、臨時。ああそうか、公務補さんなども臨時ですものね。嘱託ですよ。

それで、ずっと働いてきた方の、見たら日給とか時給なのですよね。公務補さんは時給ですよ。保母さんの場合は日給もあればいろいろあるのですけれども、今、働いている人たちの処遇というのかな。処遇改善というの、なるのではないかと思うのですけれども、そここのところをもっと上げてもらうというのはできないのでしょうか。給料とかも含めて。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員ご存知のとおり、昨年10月1日だったかな。だと思いますけれども、北海道の最低賃金の単価が上がりました。それに合わせた形で、厚岸町もそれぞれ、その基本的には一般事務、要は臨時主事と言われる方々が一番低いのですけれども、この金額を北海道の最低賃金単価以上に上げました。賃金を上げました。

それにあわせて、その上げ幅がここ数年からみると大きかったものですから、これは2年連続で上げています、厚岸町は。それで、その前の年は、臨時主事の方の賃金だけを上げたのですけれども、今回上げ幅が大きかったものですから、ほかの職の臨時職員、いろいろ職種はありますけれども、その方々にもこの賃金の引き上げを反映させたということで、厚岸町としても、最低ではない賃金の中で待遇改善を図ってきているということで、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 保育士さんとか牧場作業員とかありますよね。そういうところというのは、現場できちんと技術をどんどん積み重ねていかななくてはならない場所だと思うのですよ。そういう人たちの、正規の人たちの場合は、研修などもあるかもしれないのですけれども、臨時で働いている人たちの研修というのはどういうふうに保障されているのですか。

保育士の場合は、ただ子供を預けるということにはならないと思うのですよね。子守りをしていけばいいというわけではないです。違いますよね。保育士という仕事をきちんと捉えて、子供たちを育てていく場所ですし、今のお母さんたちの悩みもたくさんありますから、それを聞き取るということもしていかなくてはならないと思うのですけれども、そういうような研修とか、そういう保育所の中でのいろいろな取り組みとか、それからさっき、牧場の技術員の話もしたのですけれども、牛をどうやって育てていくかと、牛の見方とか、そういうを現場で技術を育てていかななくてはならないところの身分の保障というのかな。それがなくなつていかなないように感じるのですけれども、その辺はどうですか。

●委員長（大野委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育士の部分での職員でございますけれども、常勤で職員と同じ時間働いていただく職員と、それから延長保育ということで短時間の部分に入る保育士、それぞれのいらっしゃいますので、その方たち全てが研修ということにはなりません。

ただ、それぞれ職員、障害児の部分の研修ですとか乳児の分の研修ですとか、それぞれ行ってもらいまして、その結果をそれぞれの保育所内でもって、保育所の職員にさらにまた研修という形で報告会なども開いて伝達をするという体制を取っております。

●委員長（大野委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 町営牧場のほうでございますけれども、町営牧場のほう、昨年27年度を見ますと、初めて町営牧場に臨時職員で採用になったという方もおります。初めて酪農の部分に従事するという方もおりました。

そういうふうに、人は変わってきております。そういった中では、職員の中にも長い人はもう30年近く働いてくれている人も中にはおります。

そういった組織の中で、朝のミーティング、終わってからの、それから牧場に分けてのミーティング等とありますので、その中で、先輩の方々からいろいろな指導を受けながらレベルアップを図っているというのが実態でありますし、また、特別な研修につきましては今、保健福祉課長も言いましたけれども同様であります。町牧のほうについても。

ですから、そういった場長あるいは担当職員、嘱託職員等々が、そういった研修に参加する、できた場合には、そういった学んだことを所属職員のほうに伝達するという形

で行っているところでございます。

●委員長（大野委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 私は別に、保育所と限定したわけではないのです。この臨時、非正規の人たちと同じように働いていますよね、正規の人たちと。それほど仕事は変わっていないと思うのですよ。

その中で、きちんとした研修をつける、力をつけることができているのかなと思うのと、さっき給料が少し、最低賃金が少し上がったと言っていましたけれども、安定した生活の保障がない中で、生活、この厚岸に住んでいくということができなくなる場合だつてあると思うのですよ。

町長が言っていましたけれども、子供を生み育てていける場所ということ言えば、仕事の確保というのは大事だと思うのです。そういう意味で、この非正規の人たちの部分がこのままになっていいとは思えないのですけれども、そういうのを含めて考えてほしいと思うのですけれども、いかがですか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 保育士と町営牧場の職員に限った形で、限定した形で答えさせてもらいましたけれども、全般的にはこれは町外から、札幌などで行われる研修に行ってくださいとかということは行っておりませんが、役場庁内で行う接遇の研修ですとか、あとは普通救命救急の研修ですとか、こういった接遇というのは職員になくはない、これは心構えも含めて、そういった研修には課のほうからの申し出があれば、臨時職員、非常勤職員であろうがこれは受けていただくといった門戸を開いた形で研修を行っております。

あと、これは嘱託職員もそうですし、先ほど申し上げたとおり非常勤職員、臨時職員にかかわらず、当然受けていただいたほうがいい研修については、我々管理職のほうから声をかけて受けていただくというようなことも行っておりますので。

また、賃金の待遇面の部分でいけば、先ほど言ったその技術、要は運転、大型の免許を持っている方ですとか、あとは持っていない単に作業員の方々の賃金の格差というものも、賃金表を見ていただければ分かると思いますけれども、事細かに細分化した中で町としてはそういった方々への待遇改善ということも行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

8番、南谷委員。

●南谷委員 371ページ、下から二つ。退職手当組合負担金1億6,700万円の計上でございます。

ここは、前年より1,700万円ほど減額になっていますよね。そして、その下、退職手当

組合追加負担金3,743万3,000円ですか。これは昨年はないのですよ。この上のほうの減額になった理由と、その下、追加負担金というのはどんなものなのか。去年はないのですよね。二本立てになっているのですよ。この理由について、お尋ねをさせていただきます。

計上しているから分かるでしょう。

●委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後 2 時34分休憩

午後 2 時39分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 貴重な時間をいただき、申しわけございません。ちょっと、細かい数字も含めて調べさせていただきました。

通常、毎年支払っているのが事前納付金というものになります。追加負担金というのは、この通常支払っている中で、金額が大きくなるものですから、3年に1回精算をした形で支払うものを追加負担金ということで、前年度の計上にはなかったということになります。

25年度の事前納付金、それと26年度の事前納付金、それと27年度は概算になりますけれども、この3年の事前納付金を足したのものから、25年度の定年退職の追加負担金、それと26年度、27年度、それぞれ27年度は当然予定になりますけれども、この追加負担金から事前納付金を引いた額、これが追加負担金としてこの計上額になるということでございます。

もう一つ、申しわけございません。

減額になった理由でございますけれども、これは率が1,000分の240から1,000分の225、1,000分の15引き下げられたことによる減額ということでございます。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 少なくとも、全職員、ここに積んでいるお金については全幅の信頼を僕は寄せていると思うのですよ、総務課に。誰も疑っていないと思うのですよ。自分の退職したときには安心して退職金、給与をいただけると。少なくとも、計上しているのですから、項目別にして。1本なら1本でいいのですよ、これ。同じところの財源の3年に1度の修正ですから。きちんと管理していただきたいと思います。

そうすると、片方では3カ年の分の修正で、今回3,700万円の追加をしなければならないと、負担しなくてはならないと。前年度の実績に基づいてね。負担金が来たと。

一方では、当年度の分の負担金は、退手組合の納付率が下がったと、こういう理解を

させていただきました。

数字に内容については理解をいたしました。要必要額、これからいくとかつかつなかなど。退手組合には確か、任意で積み立てる方法もあったと思うのですよ。これについては厚岸町はどうなっているのでしょうか。要必要額と、積んでいるのか積んでいないのか。この辺の状況について、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状では、かつかつの状態ではございません。ある一定の余裕を持った中で積み立てをさせていただいているということで、認識いただければと思います。

委員長（大野委員） 休憩いたします。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時47分再開

●委員長（大野委員） 再開いたします。  
総務課長。

●総務課長（會田課長） 再々、お時間をいただき、申しわけございません。

我々職員の退職手当組合の積み立てにつきましては、これは、先ほどもご説明申し上げましたけれども、通常、事前納付金で支払っている部分というのは概算でございます。これは、概算で支払っている中で、3年の定年退職、厚岸町の退職者に係る金額を3年で先ほどの追加負担金という形で、精算をする形をとっていると。

今、厚岸町がある一定の積立額というものは当然ございますけれども、ただ民間のような引上金制度というものではなくて、あくまでもまたこの3年間の間で、当然定年退職だけではなくて、勸奨退職ですとか、自己都合で退職される方々というものも、定年退職というのはある一定の想定ができますけれども、こういった方々も含めた中があるものですから、通常、先ほど言った毎年の概算での事前納付金、それに3年間での精算部分ということで追加負担金ということで支払っているということです。今そのいくらかの中ということになると、そういった制度がありませんので、また退職手当組合のほうから、幾らという通知があって初めてこちらのほうで納付をするという形をとっているものですから、今ここで幾らあればということは想定した中でやっていないということでご理解いただければと思うのですけれども。

●委員長（大野委員） 8番、南谷委員。

●南谷委員 普通の担当であれば、今の答弁で満足しますよ。少なくとも、厚岸町の職員の皆さんの今、説明されたとおりでと思っているのです。でも、少なくとも担当課長と

しては、職員の皆さんの給与を支払っている、退職金をその積み立てに振り込んでいる。それではまずいと思うのですよ。要支給額というものは、書類は来ているはずですよ、必ず。時期が遅れていても。平成27年度云々というのはまだわかりませんよ。でも、26年度分は、こういうものだよというものは、大きい資料に、退手組合の理事をやっていたから記憶があるのだけれども、要支給額はどれだけですよというのは、担当課としては調査することは可能です。

ですから、それくらいは公表することはないけれども、およそそれくらいは必要なものというものを頭に置いて、職員の皆さんの退職金というものを管理していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 前にも一度、委員のほうにはお答えをさせていただきました。まことに勉強不足、私の勉強不足であります。

今後、きちんとした答弁ができるよう、この退職手当組合の仕組みについて、さらに勉強させていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、13款1項1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 374ページから378ページは、給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為です。

債務負担行為については、6ページの第2表と、379ページから381ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条、地方債です。

地方債については、7ページの第3表と、382ページの地方債に関する調書となります。ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 再び1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金です。

ごさいませんか。

総体的にごさいませんか。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 時間も押しているなので、簡単にやろうと思います。

今、全国的に日本の国が右肩上がりするときと様相が変わってきました。道内で見ても、札幌だけが、いわゆる札幌圏と言ったほうがいいのか、人口がふえて、あとの自治体は皆減ってきている。厚岸町もそのご多分に漏れず、いわば右肩下がりというか、言葉は悪いがしぼんできている。

そういう中で、そういう状況を正面から見据えた施策、それを正面から打ち出した施策というのが、今回初めて予算に載ったのではないかという気がします。

今までも、そういうことを考えた施策はいろいろとあるのしょうけれども、それを打ち出してきて、それが国も当然、そういうことを言っているわけですがけれども、今回の地域おこし協力隊という施策ではないかと、そのように考えております。

かつて、町おこし、村おこしという言葉がありました。これは、結局一皮はぐってみると観光振興でしたね。そして、その観光振興に、あれはちょうどまだバブルのころだったのか大きく取り組んで大失敗をした自治体も、この道内にもありました。

今回の、地域おこし協力隊として国が言ってきているもの、これは、観光振興に限られたものではありませんよね。もっとこう広いものです。

厚岸町の今回の地域おこし協力隊は、いわば観光振興の部分のみならず取り上げたということだと思っております。それで、メニューにはあれもある、これもあるとたくさん書いているから、それだけを読んだのでは、いったい何を狙っているのかというのがよくわからない。

ところが、議会の議論をじっと聞いていますと、町長は明言しておった。それは、定住を図ると。早く言うと、厚岸町に若い力を呼び寄せて、その人たちがいわば厚岸のいろいろな分野を活性化させる核になって、根を生やしてもらおう。そのために何をするかということだと理解させていただきました。

それで、これは今、全国的に田舎が沈降している中で、それに対応するためにそれぞれの地域がやろうとする、その大きな今の流れに対してさおさす、その施策であるということ正面から言っているのだなと私は理解をしたのです。

その上で申し上げる。今まで、恐らく厚岸町内でいろいろな課で、いろいろな施策が

あったと思うのです。その中の相当部分は、人件費の上澄みになるというような理由で没にならざるを得なかったものがたくさんあるのではないかと思います。

だけれども、もう一度そういうものを含めて、これから新しく考えるものももちろんですけれども、今まで出てきたものも含めて、この厚岸町をもう一度再活性化するためには、これが有効なのかどうかという視点から、もう一度評価しなおしてしかるべきものは取り上げるべきではないかと、そのように考えます。

それで、この議論の中で5番議員が上尾幌を挙げて話をしておりました。私も同感です。今、町内の中で最も沈降著しい地域と言えば、上尾幌地域と別寒辺牛地域ではないかと、糸魚沢地域ではないかという気がするのです。

そうしますと、そこを盛り立てるためにどんなことをやるかというアイデアを持った人間をここに入れて、この地域を活性化させるというような事業は、まさにこの地域おこし協力隊の狙っている事業になるのではないかと。もちろん、それ以外に、それぞれの課で、自分の持ち場の分野の中で、こういうことをやれば、まさにこういう効果があるのだというものを、今言ったような今までとちょっと違った視点から。

この説明をするときに、確かまちづくり推進課長は横ぐしを入れるというような言葉を使っていましたね。これはまさにそういうことだと思うのです。今までの視点と変えた意味で、同じ事業をもう一度評価する。そういうことが非常に必要ではないかと。そして、今この最初の観光振興のものが出ました。それで規模もハッキリしました。人件費としては、7,800万円。それから、それ以外の諸々で2,000万円。2,500万円から3,000万円くらいの事業として、これをやっていこうというモデルが出たわけですから、それを一つのめどとして、各課からもう一度、今まで没になったものも含めて洗い直して挙げていくという作業が必要でないのかと、そのように思った次第なのですが、いかがでしょうか。

●委員長（大野委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長）　厚岸町未来創生総合戦略の中に、地域おこし協力隊という国で示された、また他の地域でもう既に取り組んでおりますけれども、財政措置もあるこの制度を活用させていただきたいということで提案させていただいております。

ご質問者がおっしゃられるように、今後においては観光分野から、さらに前の答弁でも私は申し述べましたけれども、特に一次産業の分野、厚岸町はその部分が大事であるという位置づけを総合戦略の中でも打ち出させていただいておりますので、そういったところも中心に、この制度というのは活用していけるのではないかと考えております。

そこで、事前に各課のほうにはこの制度については周知もしております。それで、活用する方法については、アイデアを今募っているところでございます。次年度以降に向けて、いわゆる今、本年度を28年度と呼ばさせていただきますと、29年度以降の活用方法については、検討させていただきたいということでこの制度、それからこの活用例も示させていただいて、今後新年度に入りましたら具体化の作業を進めさせていただいて、29年度に向けて準備を進めさせていただきたいと思っております。

その中に、上尾幌の地域のお話も先だってさせていただきましたけれども、それ以外



の地域での活用というのも当然アイデアとして出てくるものだと思いますので、そういった過去のことも検証しながら、今後に向けて検討させていただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今、地域おこし協力隊の担当者としての答弁がありましたが、町長、私が言っているのはちょっと違うのですよね。

地域おこし協力隊ということで今出てきたこういうものは、もっと根本的な厚岸町の定住を図るという趣旨から言って、その一つとして出てきたものでないかと。もうちょっと根幹的なところで、名前が何とつこうがいいのだけれども、要するに厚岸町の活力を入れるために核となる人間を呼び寄せ、定住を図るといふ、そういう意味からの評価のできる事業はなかったのか。そして、また今、これから出てくるのかというところで、それが地域おこし協力隊と違っていいのですよね。そういうものを今、もう一度施策の根幹として洗い直していく必要があるのではないかと、そのように思いましたので、ぜひそのご見解をお聞きしたいと、こういうことです。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

今日の厚岸を取り巻く重要性、大変、厳しく相成っておるわけでありまして。

その中で、やはり何と言いましても人口減少、これは今後の厚岸の経済はもちろんです。町全体の活力が失われる恐れがある、これは当然のことであると私は認識をいたしておるわけでありまして。

その人口の抑制につきましては、総合戦略の中で、いろいろと行ってまいりたいと、そういうつもりであります。

そういう中での地域おこし協力隊はどうあるべきかと、この制度をどう利用していくかということも、一つの施策として大事な課題だと思っておるわけでありまして。

この協力隊については、あらゆる面で利用できます。大変幅広いものになっておるわけでありまして、本年はとりあえず2名の観光施策として採用いたしたいという気持ちであります。

今後とも、やはり定住、定着ということが大事な課題であると思っておりますので、この制度をさらに利用して、将来10人程度、とりあえずは考えているわけでありまして。

しかし、これは国の結果が出ています。と言いますのは、平成27年3月末で、この制度を利用して地域に定住したのかと、全員が、6割でした。

ですから、初めての厚岸町の事業であります。厚岸町といたしましてはぜひこの人口増にもつながるわけでもありますし、また人材確保できるわけでもありますので、定住願うように協力支援していかなくてはならないと、そのように思っておるわけでもございます。

また、特に希望者は約8割が20代から30代という統計も出ておるわけでありまして、厚岸町におきましても募集して、本当に来ていただくことを大きな期待を持っておるわ

けであります。

厚岸町のために、やはりいろいろなアイデアを持って、また優秀な人材であればなおのこと、厚岸の財産として頑張っていたきたいと、そのように考えておりますので、地方創生ということで今後とも厚岸の将来を見据えた中で、施策を講じてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 6番委員、長くかかりますか。

すぐ終わりますか。そしたら、6番、室崎委員。

●室崎委員 今の町長の答弁、それはわかるのですが、私は総体で聞いているのですよ。地域おこし協力隊の項目で聞いたのではないのですよ。

それは、地域おこし協力隊というのは、もっともっと大きなものの中のほんの一つの小さなものに過ぎないだろうと。大きなものというのは、この町の今、全国どこでも沈降起こしている、そういうものに対して棹さして行こうという正面からの施策、その価値観。そういうものでもって、今までいろいろと出ていて没になっている施策も含めて洗い直してみて、そしてこの厚岸町のいわば活性化という点で役に立つのであるならば、予算をつけてやっていこうというような、そのきっかけになっているに過ぎないのであって、実際にやる時にはこっちに地域おこし協力隊はやっていながら、なおかつこっちでは別のそういうものがどんどん進んでいくというようなことがあったっていいわけですから、根本的なものの考え方のところ、これからその名前は何でもいいのですよ、総合戦略、何でもいいのだけれども、そういう今の状況に対応する施策というのを正面から見据えたものが進んでいくと考えていいのではないかと思うのだけれども、いかがでしょうかと、そういうふうにお聞きしているわけです。

●委員長（大野委員） 町長。

●町長（若狭町長） 一つの例として、地域おこし協力隊ということ述べさせていただいたと、そういうふうに私は理解をいたします。

そこで、将来の厚岸の発展、進展をどのようにしていくかということですが、いろいろと議会でもご論議いただきましたけれども、この総合戦略、それから人口ビジョン、極めて大きな5年間ですけれども、既に1年過ぎましたので4年間ということになるわけですが、将来を見据えた、やはり厚岸町のあり方を目指していると、私は自信を持って言えると思っております。

それを、実現すべきことが将来の厚岸の人口の抑制にもつながるし、また厚岸町の発展に大きな寄与できる施策であると、そういうふうに考えておりますので、この点をご理解いただきたいと思います。

●委員長（大野委員） 11番、中川委員。

●中川委員 もう時間を過ぎていますので、1分ください。

町長も、それから議員の皆さんもご案内だと思うのですが、有明岸壁の真ん中を走っていますと、汐見川という川があるのです。この川が、もう長い年月をかけて完成をさせていただきました。

私もその関係者の一人なのですが、私に何か機会がありましたら、町長や議会の皆さんにお礼を申し上げていただきたいと、こういうことなものですから、ちょっと時間は過ぎていきますので、一つお許しをいただきたいなと思っています。

町長もご案内のように、この川はもう長くて、菅原、澤田、若狭町政でずっと……。

●委員長（大野委員） 総体とはちょっと意味合いが違うと思うのですが、

●中川委員 だめ、お礼は。ここでは言うものではないのだ。  
わかりました。いいです。

●委員長（大野委員） ほか、総体的にございませんか。

(なし)

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
ここで、休憩をとりたいと思います。  
再開は、3時40分といたします。

午後 3 時08分休憩

午後 3 時40分再開

●委員長（大野委員） 委員会を再開いたします。

次に、議案第2号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第2号からは、款項で審査いたします。

8ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。383ページ、384ページは事項別明細書です。385ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款分担金及び負担金2項負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款国庫支出金1項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項国庫補助金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款1項療養給付費等交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6款1項前期高齢者交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款道支出金、1項道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9款1項共同事業交付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 10款繰入金、1項一般会計繰入金。  
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。

次に、391ページ歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴税费。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項運営協議会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 5項特別対策事業費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款保険給付費、1項療養諸費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項高額療養費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3項移送費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5項葬祭諸費。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款1項後期高齢者支援金等。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款1項前期高齢者納付金等。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款1項老人保健拠出金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6款1項介護納付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款1項共同事業拠出金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項保健事業費。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 9款諸支出金、1項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 11款 1項予備費。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 409ページから412ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。  
8ページにお戻りください。  
第2条、歳出予算の流用です。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第3号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。  
11ページをお開きください。  
第1条、歳入歳出予算です。  
413ページ、414ページは事項別明細書です。  
415ページ、歳入から進めてまいります。  
2款使用料及び手数料1項使用料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款諸収入、1項雑入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 8款1項町債。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。  
次に417ページ、歳出に入ります。  
1款総務費1項総務管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2款水道費、1項水道事業費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款1項公債費。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款1項予備費。  
ございませんか。

(な し)



- 委員長（大野委員） 427ページから429ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。  
11ページにお戻りください。  
第2条、地方債です。  
地方債については、14ページの第2表と、430ページの地方債に関する調書となります。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第4号 平成28年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。  
15ページをお開きください。  
第1条、歳入歳出予算です。  
431ページ、432ページは事項別明細書です。  
433ページ、歳入から進めてまいります。  
1款分担金及び負担金、2項負担金。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項雑入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 7款1項町債。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。  
次に、435ページ、歳出に入ります。  
1款下水道費、1項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 441ページ、2項下水道事業費。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款1項公債費。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4款1項予備費。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 447ページから449ページは給与費明細書です。  
ございませんか。  
以上で、歳出を終わります。  
15ページにお戻りください。  
第2条、債務負担行為です。債務負担行為については、18ページの第2表と450ページの債務負担行為に関する調書となります。  
ございませんか。

（な し）

再び、15ページにお戻りください。  
第3条地方債です。地方債については、19ページの第3表と451ページの地方債に関する調書となります。  
ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第5号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。  
20ページをお開きください。  
第1条、歳入歳出予算です。  
452ページ、453ページは事項別明細書です。  
454ページ、歳入から進めてまいります。  
1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項予防給付費収入。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5 款 1 項支払基金交付金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3 項委託金。

(な し)

●委員長（大野委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項基金繰入金。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（大野委員） 10 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。

次に、458ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項徴収費。

（な し）

●委員長（大野委員） 3 項介護認定審査会費。

（な し）

●委員長（大野委員） 4 項趣旨普及費、6 項地域密着型サービス運営委員会費。

（な し）

- 委員長（大野委員） 2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 2 項高額介護サービス費。  
ごさいませんか。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 3 項高額医療合算介護サービス費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 4 項特定入所者介護サービス等費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 2 項包括的支援事業任意事業費。  
ごさいませんか。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 472 ページ、5 款 1 項介護給付費準備基金費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。  
(な し)
- 委員長（大野委員） 9 款 1 項予備費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 476ページから479ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第6号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。  
23ページをお開きください。  
第1条、歳入歳出予算です。  
480ページ、481ページは事項別明細書です。  
482ページ、歳入から進めてまいります。  
1款1項後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

●委員長（大野委員） 4項償還金及び還付加算金。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。  
次に、484ページ、歳出に入ります。  
1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2項徴収費。

（な し）

●委員長（大野委員） 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

●委員長（大野委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（大野委員） 4款1項予備費。  
ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。  
総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成28年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

26ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算です。

488ページ、489ページは事項別明細書です。

490ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入1項介護給付費収入。

(な し)

●委員長（大野委員） 2項自己負担金収入。

(な し)

●委員長（大野委員） 9款諸収入、1項雑入。  
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で歳入を終わります。  
次に、492ページ、歳出に入ります。  
1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

(な し)

●委員長（大野委員） 2款1項予備費。  
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 496ページから498ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） 以上で歳出を終わります。  
総体的にごございませんか。

(な し)

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成28年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページをお開きください。

第2条、業務の予定量です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出です。

9 ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 2 項営業外収益。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 12 ページ、2 項営業外費用。

（な し）

●委員長（大野委員） 4 項予備費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6 項補償金。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、企業債です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない

経費です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第8条、たな卸資産購入限度額です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 6ページから8ページは、給与費明細書です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 14ページから17ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 18ページは、平成27年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 19ページから22ページは、平成27年度予定貸借対照表と注記です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 平成28年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出です。

11ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項医業外収益。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で収益的収入を終わります。

次に、12ページをお開きください。

収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。

(な し)

- 委員長（大野委員） 15ページ、2項医業外費用。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 3項予備費。

- 委員長（大野委員） 以上で収益的支出を終わります。

1ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。

17ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項企業債。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項補助金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で資本的収入を終わります。  
次に、資本的支出に入ります。  
1款資本的支出、1項建設改良費。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 2項企業債償還金。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 以上で、資本的支出を終わります。  
2ページにお戻りください。  
第5条、企業債です。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第6条、一時借入金です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

(な し)

- 委員長（大野委員） 第8条、他会計からの補助金です。  
6番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで確認のためにお聞きいたします。数字が多いとか小さいとか、そういう話ではないので。

他会計からの補助金として、今年の予算では4億円に切れるだけのお金がここに計上されており、項目を見ますと全部で16あります。

これについて、我々としては理解をする場合に、色分けをしていかなければならないのではないかと思います。

予算や決算の説明などが広報あつけしに載ったりするときには得てして、病院会計には4億円補助金を出していますというような一言で解説が終わってしまう場合がよくあるのですけれども、こうやって中身を見ていきますと、例えば企業債償還元金補助と企業債償還利息補助、合わせると1億三千数百万円ですね。これについては、これは病院を建てるときに、30何億円起債していますよね。その起債償還だと思ふのです。

そうしますと、一般会計から直接起債償還できないので、いったん病院会計を通して起債償還しているだけなのですよね。その建物が、じゃ病院会計で償還したからと言って、病院経営が大変だから一部を仕切ってアパートに使うわけにはいきませんし、これは完全に町の財産なのですよね。

そういうふうにと考えると、言葉を悪く言えば腹を貸しているだけなのです。そういうものが補助金の中に、一応項目としては入っているということですね。

それから、そんな引き合いに出したら失礼だと怒られますが、あえて言えば、味覚ターミナルと対比してみるとわかるのですけれども、味覚ターミナルの厨房などに入っている備品というのは、あれは味覚ターミナルが損益を出すときの中に入ってきてませんよね。それと同じような意味で言えば、こちらでは医療機器というものについては、やはり企業会計ですから、その予算の中で購入して償還していかなくてはならない。

そういうふうにする、これもちよっと色合いが違ふだろう。そうすると、3種類くらいに分かれるのではないかと。いわゆる全くの起債償還のようなもの、それから、病院の運営の中で使われるものではあるけれども、直接日常の経営の問題とはちよっと違ふ備品のようなもの。そして、実質経営費用とでも言いますか、このところのいろいろと出ている小児医療経費の補助だとか、救急医療何とかだとかというようなもの。3種類くらいに分けて、そして実質的な補助というのは、何という言葉で言ったら、僕もよくわからないのだけれども、実質運営費用とでも言うか、その補助はいくらなのですというような言い方をすると、非常に明確にわかるのではないかと。

これが、本当に病院が経営がうまくいってもうかって、もうかってと、そんなことは決して公立病院ではあり得ませんけれども、いうのであるならば、その実質経営費用のところは補助はなくなってしまうということだと思ふのですが、そういうような解釈でこの第8条を見ればよろしいのかどうか、その辺り専門家の解説をお聞きしたい。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 一般会計の補助金の内容についての色分けと申しますか考え方ということになります。

一つは、昨日の話にもありました国から来ている部分も半分近くありますよということの区分け。それから、もう一つは、私ども病院会計でお願いしてきた説明としては、余剰予算、今おっしゃいました建設費、それから医療機械に係る備品等の交換、これに

については、今の医療情勢からいって、病院自体が賄うというのはまず難しいと。代々、病院、この本町から始まって今は住の江にありますけれども、何度も建設を、増改築を繰り返してきましたが、そのたびに企業債を利用して建ててきました。

ほかの公共施設同様、これはやはり質問者がおっしゃいますように、町の意志として医療機関をここに置いて医療を担うという観点からしますと、これはやはり町で全額持つていただくべきものだということで、私どももそういった財政側との説明をしてきて、了解のもとにこうしていただいているわけですが、何せこの企業会計という仕組みは、一旦全部収入費用、全て計上しなくてはならないということになっておりまして、その制度、仕組み上、おっしゃいますように一般会計から企業会計にその資金を繰り入れて、それから病院から支出をしなければならないという制度になっておりますので、幾つかこう羅列されておりますが、おっしゃいますようにこれは厚岸町が責任をもってその部分については、他の公共機関同様、賄っていただくという見方をさせていただきたいなど。

経営によって賄えるようなものではないと、私どもも質問者と同じように考えております。

●委員長（大野委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

私の解釈で間違いはないのだということがわかりました。

それで、結局我々としては経営に係る費用の補助ですね。いわゆる、実質経営赤字とも言うか、そういうものに対して補填をしなければならない部分というものが、ことは多いのか少ないのかと。あるいは、そこを減らすためにどのような経営の合理化をやっているのかと。あるいは、褒められる赤字という言葉もありますから、単に赤字が減るような、もうかるような経営さえすればいいというものではないのは当然です。民間で、扱えないような不採算部門というのを担うという大きな仕事もありますね。

そういうものが、きちんと行われているかということを見ていけばいいのだと考えます。

それでこれから、今年も1年間ずっと病院の経営に関していろいろな議論があると思うのですが、その実質経営費用の面について議論していきたいと思えますし、またいろいろな審議の中で、お答えくださるほうもそこを明確にした形の、我々に答弁をしていただきたいと願っておきます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 趣旨は十分理解できました。

16項目あるうちに、それぞれについて不採算と言われる部分がありますが、今はその細かな説明は除かせていただきますが、この中で、実質的な赤字というところは、12番の不採算というところがあります。この額がどうなるかによって、大きく病院の経営状況が今後判断できるかなと思っております。

また、そういう説明をこれからいろいろな中で、適切に説明できたらなという考えで



おります。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） なければ、3ページ、第9条たな卸資産購入限度額です。

（な し）

●委員長（大野委員） 第10条重要な資産の取得です。

（な し）

●委員長（大野委員） 6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 7ページから10ページは、給与費明細書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 18ページから21ページは、予定貸借対照表と注記です。

（な し）

●委員長（大野委員） 22ページは、平成27年度予定損益計算書です。

（な し）

●委員長（大野委員） 23ページから25ページは、平成27年度の予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 総体的にございませんか。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ここでちょっと、国の方針に対して、どういうことを考えているのか

というところで、ここでお聞きしてもよろしいでしょうか。

今、国の方針として医療の適正化ということで、自治体病院、公立病院のベッド数を減らすというような方針が出されていますよね。

この方針を受けて、当町でのベッド数の削減ですとか、そういったものはどうするのか。これによつての当町の影響というのはどういうふうに出るのか、お伺いをさせていただきます。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 質問者がおっしゃいますように、国、そして地方自治体、北海道の中で、どういった種類の患者さんがどれだけいて、どの地域にどれだけ入院ベッドがあって、そうした疾病ごとにどういったベッド数が割り振られているかということ、昨年国が道に指示して、各都道府県がそれを調整するという役割を担って、会議が今進んでおります。

要するに、人口が減ることに対して、急性期医療と言いまして、重傷者を扱うベッドがちょっと多すぎると。国の考え方ですよ。多すぎて、そのベッドを少し調整しつつ、今後高齢化がドンドン進むことによって、慢性期医療がもっと増えるだろうと。あるいは、これは国が言っていることですが、回復期医療と言いまして、入院から自宅に戻ってもらえるような、そういったリハビリテーションを充実させて、そういった医療のベッドを厚くしようという考え方があります。

今までは、その調整は病院ごとにある程度自由にやってこれるところがありましたが、今度は県がその調整を担うような仕組みになりました。そのことを、質問者はおっしゃっていると思います。

今、実態把握が昨年から行われて、北海道における実態調査も終わって、どうあるべきかという姿を今、21医療圏あります、北海道の中に。その医療圏ごとにいろいろと調整をして、今後、疾病ごと、急性期、回復期、慢性期といった疾病ごとのベッド数を調整するという段階になってはいますが、今はまだデータを調整しているのみで、今後どうなるかは、まだ今後の話し合いの中で調整されるという向きになってはいて、それを受けてからでなければ、どこでどれくらい、増がありませんので減につながるのかという話は、今の段階では申し上げられないという段階でございます。

●委員長（大野委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 今の説明を聞いていますと、当町でも減になるという前提でお話をされているのかなと思うのですけれども、実際にベッド数を減らされるとやはり一番、町民ですとか病院を利用されている方に影響が出るわけです。

ベッド数を減らすということに対して、ある自治体では検討に入っているとか、そういった話も聞いていますけれども、このベッド数を減らす、医療の適正化を行うということ自体についての町の考え方というのは、これについてお伺いをしたいと思いません。

●委員長（大野委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） このベッド数の調整というのは、これは私の考え方ですけれども、病院改革プランを総務省が求めてきて、平成20年度につくりました。そして、21年度から5年かけて、病院改革プランのもとにさまざまな改革を行ってきました。

これは公立病院が対象です。ですから、その中で町立病院も55床に減らして、しかも一部の病床を老健、23床転用したというような早い対応をしてきました。

釧路管内では標茶町も町立病院を持っています。標茶町も同じように、今60床ですから、20何床ですか、減らして対応してきました。

今回のこれは、なかなか進まない民間を含めた、日本全国民間の病院のほうで圧倒的に多いわけですから、民間を含めた調整を図ろうという考え方のもとに、知事に権限を持たせてそれを何とかしたいということのようです。ベッド数を減らすというよりは、医療費をそこで下げるのだと。医療費の高騰をなるべく上がらないように、あるいは先延ばしにできるようにするのだという考え方がありますが、厚岸町のスタイルとしては、もう既にやったと。民間がやる前に改革プランをつくって、既にやりましたという姿勢を示して、ある程度、保健所のほうには理解をしてもらっておりますので、どれだけ影響するかというのは、今の段階ではわかりませんが、スタンスは今の現状の病床数を守りたいということで、意見は述べさせていただいているところであります。

それともう一つ、病床の種類ごとにやろうとしていますが、厚岸町は急性期も慢性期も回復期も全て一緒ですから、じゃどこを減らせばいいのということになりますので、その辺も、これは標茶も同様の考え方を持っています。

ですから、その調整にはなかなかおりられないという姿勢で、厚岸町は進めております。ただ、これは管内全体の決め事ですから、今後の状況によってはどうなるかはわからないと、姿勢としてはこうだという話を今させていただきました。

●委員長（大野委員） ほか、ございませんか。

（なし）

●委員長（大野委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

●委員長（大野委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成28年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 4 時23分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 8 年 3 月 1 6 日

平成28年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長